

# 香川の少年非行

令和4年中



# も く じ

## 第1章 少年の非行等

第1 概要	1
第2 刑法犯少年	
1 年次別推移	3
(1) 少年・成人別推移	3
(2) 少年・成人別人口比の年次別推移	3
(3) 刑法犯少年の占める比率	4
2 全国・四国からみた検挙指数	4
3 罪種別状況	5
(1) 包括罪種別、年次別推移	5
(2) 包括罪種別、少年・成人別状況	5
(3) 包括罪種別、学職別状況	6
(4) 窃盗犯手口別、学職別状況	7
4 学職別状況	8
(1) 年次別推移	8
(2) 学職別状況	8
5 年齢別状況	8
(1) 年次別推移	8
(2) 包括罪種別状況	9
6 刑法犯少年検挙数の警察署別比率状況	9
7 再犯者等	10
(1) 再犯者の推移	10
(2) 再犯者の割合	10
(3) 共犯率	10
第3 触法少年（刑法）	
1 年次別推移	11
2 包括罪種別、学職別、年齢別状況	11
3 窃盗手口別、学職別、年齢別状況	12
第4 初発型非行（触法を含む）	
1 年次別推移	13
2 万引き少年の年次別推移	13
第5 女子非行（刑法犯少年（触法を含む））	
1 年次別推移	14
2 包括罪種別推移	14
3 学職別推移	15
第6 校内暴力事件	
1 年次別推移	15
2 学職別検挙・補導状況	15
第7 特別法犯少年（触法を含む）	
1 罪種別、年次別推移	16
2 罪種別、学職別状況	16

## 第8 不良行為少年

- 1 学職別、年次別推移 .....17
- 2 行為別、学職別状況 .....18
- 3 行為別、補導場所別状況 .....19
- 4 警察署管内別状況 .....19

## 第9 主な検挙・補導事例 .....20

## 第2章 少年の保護

### 第1 少年の福祉を害する犯罪

- 1 罪種別、検挙人員・被害児童の推移 .....21
- 2 被害児童の学職別状況 .....21
- 3 SNS に起因する事犯の検挙・保護状況 .....22

### 第2 児童虐待

- 1 児童虐待の通告状況 .....23
- 2 児童虐待の検挙状況 .....23
  - (1) 年次別推移 .....23
  - (2) 罪種別検挙状況及び被害者と加害者との関係 .....23

### 第3 少年相談

- 1 少年相談受理状況 .....24
  - (1) 年次別、相談者別状況 .....24
  - (2) 相談内容別状況 .....24
- 2 少年相談専用電話受理状況 .....25
  - (1) 年次別推移 .....25
  - (2) 相談内容別状況 .....25
- 3 親子カウンセリング .....26
  - (1) 受検者数年次別推移 .....26
  - (2) 受検者（対象少年）の問題行動別 .....26

## 第3章 少年非行防止対策等

### 第1 少年の健全育成、非行・犯罪被害防止活動 .....27

### 第2 少年サポートセンターを中心とした活動 .....28

### 第3 スクールサポーターによる非行防止教室 .....29

### 第4 かがわマナーアップリーダーズの活動 .....29

## 巻末 香川県の少年非行等の情勢

## 【この資料に使用した用語の説明】

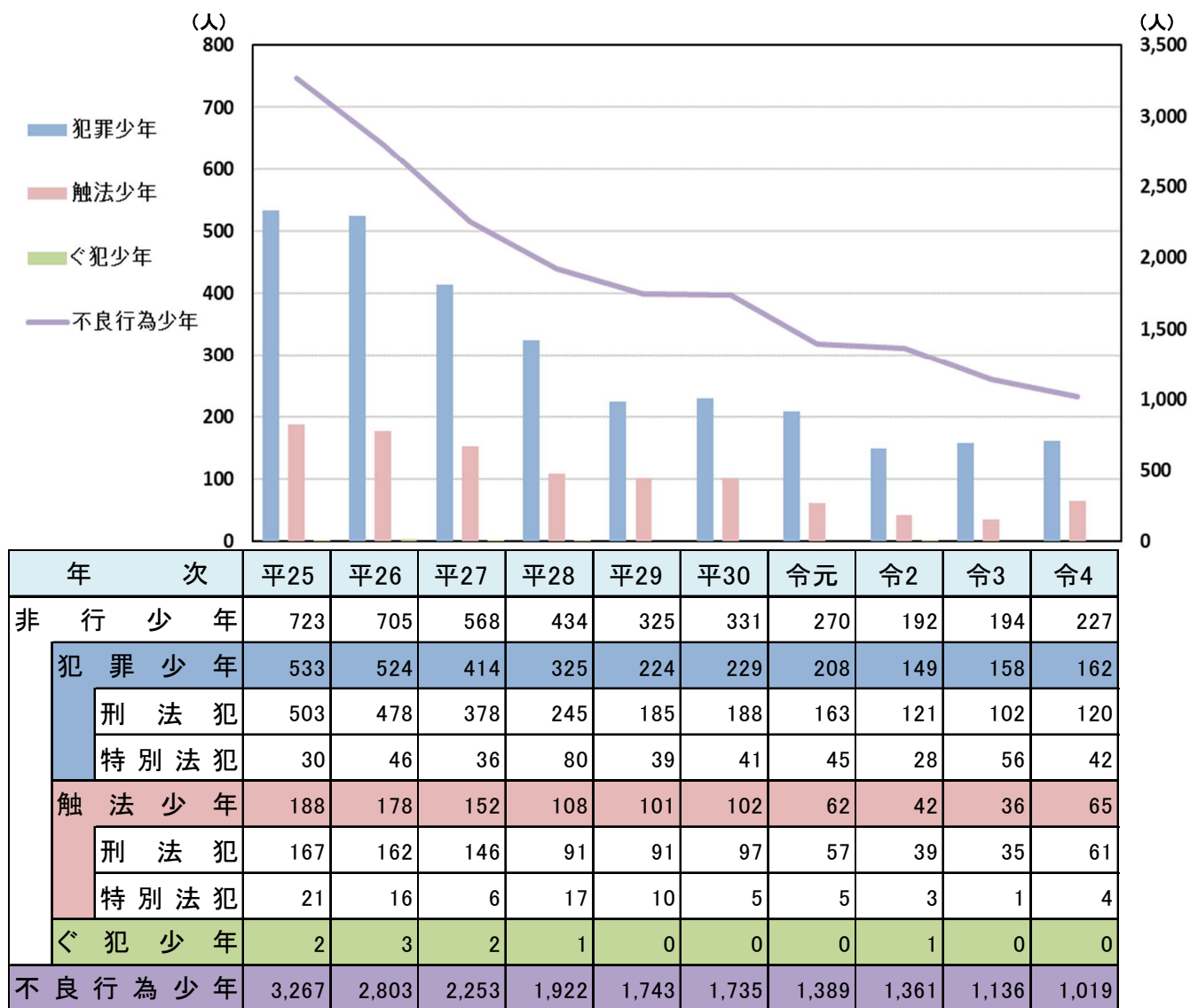
少年	20歳未満の者をいう。(少年法第2条第1項)
非 行 少 年	犯罪少年 犯罪行為をした14歳以上の少年をいう。 (少年法第3条第1項第1号)
	触法少年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。 (少年法第3条第1項第2号)
	ぐ犯少年 刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。 (少年法第3条第1項第3号)
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年をいう。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年(刑法)	刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。  ○ 凶悪犯 殺人、強盗、放火、強制性交等(強姦) ○ 粗暴犯 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝 ○ 窃盗犯 窃盗 ○ 知能犯 詐欺、横領、偽造など ○ 風俗犯 賭博、わいせつ ○ その他 凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯以外の刑法犯
特別法犯少年	刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪並びに交通法令違反以外の罪を犯した犯罪少年をいう。
初発型非行	万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領
校内暴力	警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。 「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。
福祉犯	児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。
児童虐待	保護者がその監護する児童(18歳未満の者)に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否(ネグレクト)及び心理的虐待を加えることをいう。
再犯者率	刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合をいう。
共犯率	刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。なお、少年、20歳以上事件とも、少年と20歳以上との共犯事件は含まれていない。

(注) 平成29年の刑法改正に伴い、強姦罪を強制性交等罪に罪名変更しています。  
図表中の比率(%)は、四捨五入した数であり、比率を合計したものが100%にならない場合があります。

# 第1章 少年の非行等

## 第1 概要

### 非行少年等の検挙・補導人員の推移



#### ◇ 非行少年の微増

非行少年は227人で、前年より33人(17.0%)増加しました。

#### ◇ 犯罪少年、触法少年ともに増加

犯罪少年は162人で、前年より4人(2.5%)増加し、触法少年は65人で、前年より29人(80.6%)増加しました。

#### ◇ 刑法犯少年は粗暴犯、知能犯が増加

刑法犯少年は120人で、うち凶悪犯2人(前年比1人増、100.0%増)、粗暴犯40人(前年比9人増、29.0%増)、窃盗犯50人(前年比3人増、6.4%増)、知能犯4人(前年比2人減、33.3%減)、風俗犯6人(前年比1人増、20.0%増)、その他の刑法犯18人(前年比6人増、50.0%増)

となっています。

#### ◆ 刑法犯少年の罪種別は約半数が窃盗犯

罪種別では、窃盗犯が50人で最も多く、刑法犯少年全体の41.7%を占めています。

#### ◆ 刑法犯少年の学職別は約43.3%が高校生

学職別では、高校生が52人で、刑法犯少年全体の43.3%を占めています。

#### ◇ 触法少年(刑法)は粗暴犯等が増加

触法少年(刑法)は61人で、うち凶悪犯1人(前年比1人増)、粗暴犯13人(前年比9人増、225.0%増)、窃盗犯25人(前年比4人増、19.0%増)、知能犯4人(前年比4人増)、風俗犯2人(前年と同数)、その他の刑法犯16人(前年比8人増、100.0%増)となっています。

罪種別では、窃盗犯が25人で最も多く、触法少年(刑法)全体の41.0%を占め、窃盗犯の中でも万引きが20人で最も多く、窃盗犯全体の80.0%を占めています。

学職別では、小学生が29人で触法少年(刑法)全体の47.5%となり、中学生が32人(52.5%)となっています。

#### ◇ 刑法犯女子少年(触法含む)は前年と同数

刑法犯少年と触法少年(刑法)の検挙・補導人員総数は181人で、うち女子の検挙・補導人員は19人であり、前年と同数、刑法犯少年(触法を含む)全体の10.5%を占めています。

#### ◇ 校内暴力事件は増加

校内暴力事件の検挙・補導件数は15件で、前年より8件増加しました。

#### ◇ 特別法犯少年(触法を含む)は減少

特別法犯少年と触法少年(特別法)の検挙・補導人員総数は46人で、前年より11人(19.3%)減少しました。

罪種別では、軽犯罪法違反が16人(34.8%)で最も多く、次いで、大麻取締法違反が12人(26.1%)、迷惑防止条例違反が6人(13.0%)、児童買春・児童ポルノ法が5人(10.9%)、銃刀法違反と麻薬等取締法違反がそれぞれ2人(4.3%)、ストーカー規制法違反、青少年保護育成条例違反、廃棄物処理法違反がそれぞれ1人(2.2%)となっています。

#### ◇ 不良行為少年は減少

不良行為少年は1,019人で、前年より117人(10.3%)減少しました。

行為別では、深夜はいかいが381人で最も多く、不良行為少年全体の37.4%を占め、次いで喫煙が225人(22.1%)となっています。

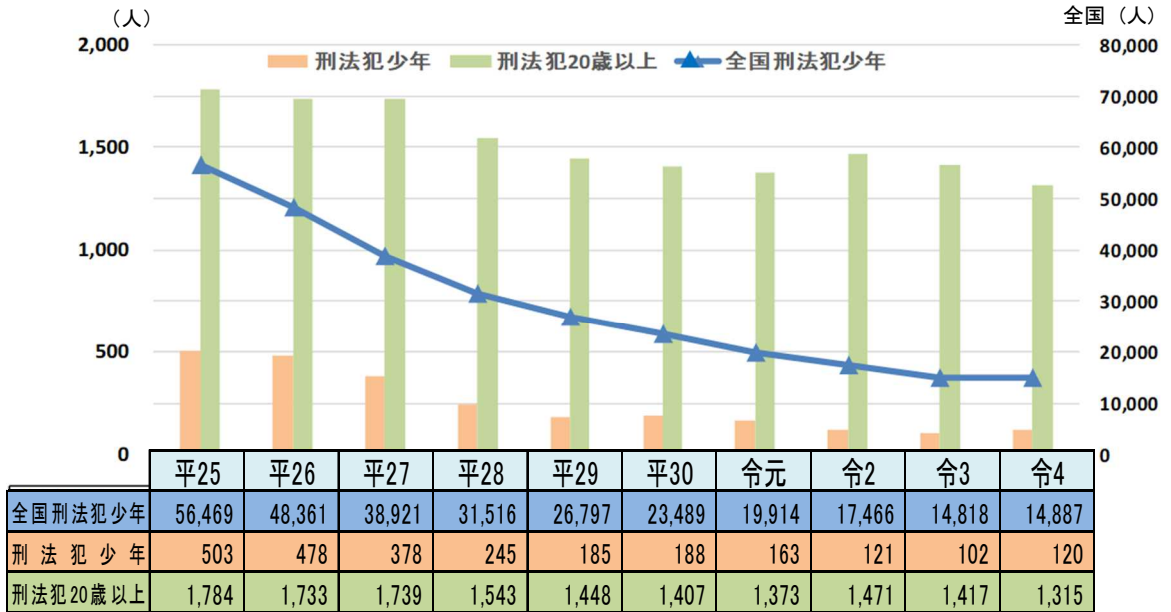
## 第2 刑法犯少年

### 1 年次別推移

#### (1) 少年・20歳以上別推移

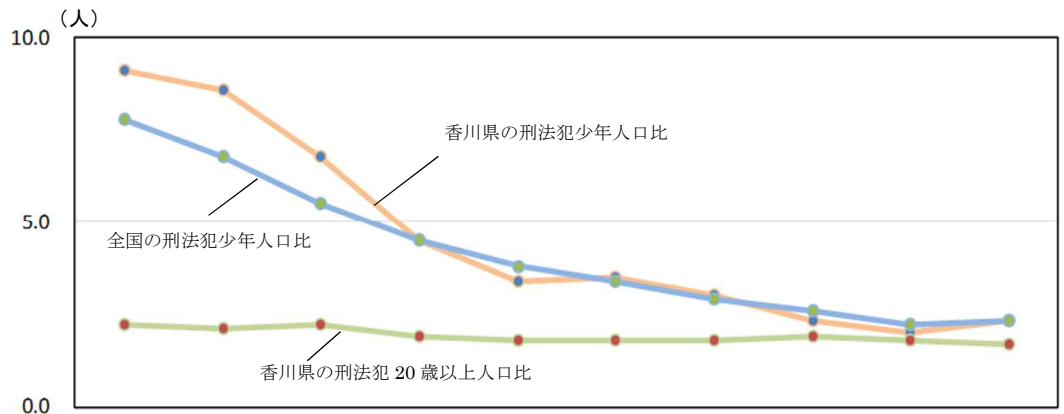
全国の刑法犯少年は、平成16年以降18年連続で減少していましたが、令和4年は前年より増加しました。

香川の刑法犯少年は、平成22年以降は平成30年にわずかに増加したのを除いては、減少傾向が続いていましたが、全国同様令和4年は前年より増加しました。



#### (2) 少年・20歳以上別人口比の年次別推移

香川県の刑法犯少年の人口比も上記同様、平成30年にわずかに増加したものの、減少傾向が続いていましたが、令和4年は前年より増加しました。

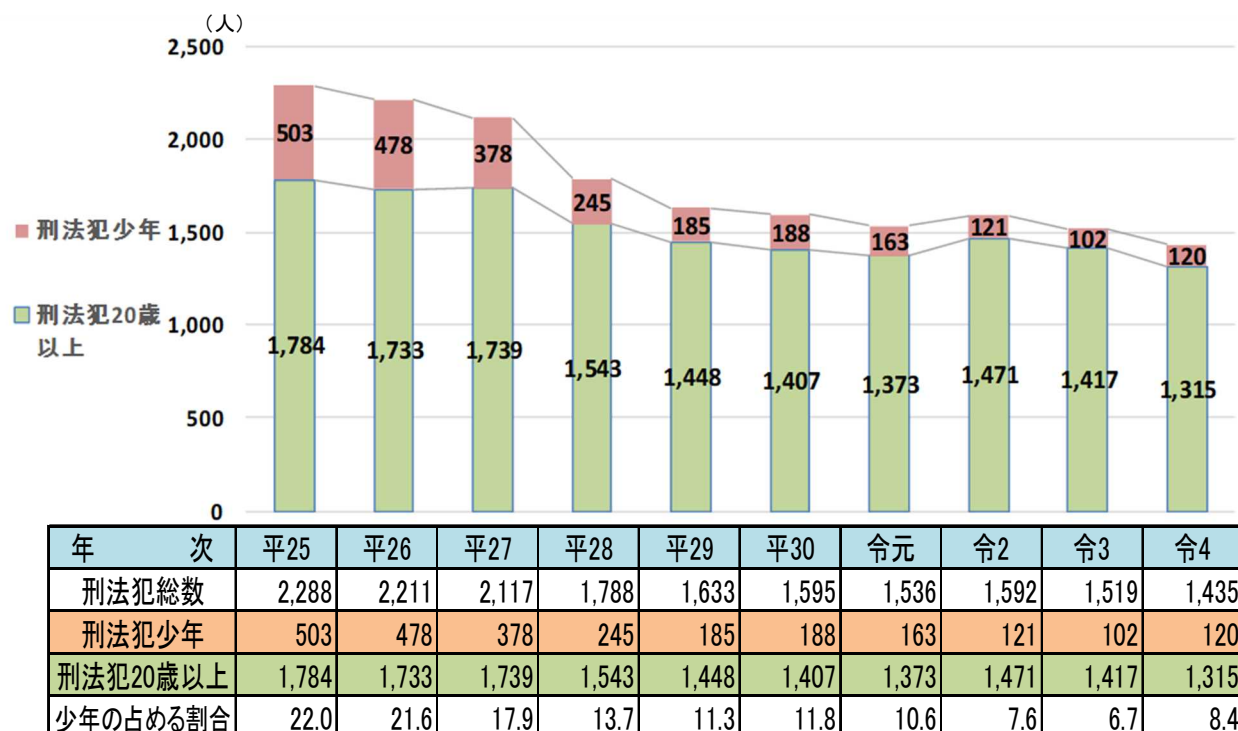


(注1) 人口比は、14歳～19歳の少年人口1,000人当たりの刑法犯の検挙人員をいう。

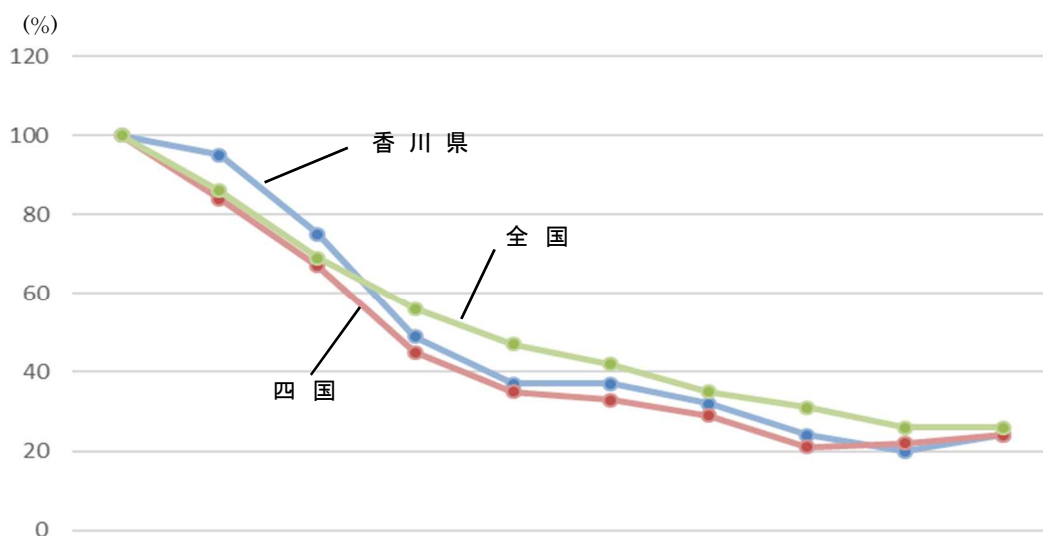
(注2) 人口は香川県人口移動調査、全国人口比は警察庁統計(令和3年中)による。

### (3) 刑法犯少年の占める比率

全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年の割合は8.4%で、前年より1.7ポイント増加しました。



## 2 全国・四国からみた検挙指数



年次		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
香川県	人員	503	478	378	245	185	188	163	121	102	120
	指数	100	95	75	49	37	37	32	24	20	24
四国	人員	1,876	1,582	1,253	839	648	619	544	396	413	444
	指数	100	84	67	45	35	33	29	21	22	24
全国	人員	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887
	指数	100	86	69	56	47	42	35	31	26	26

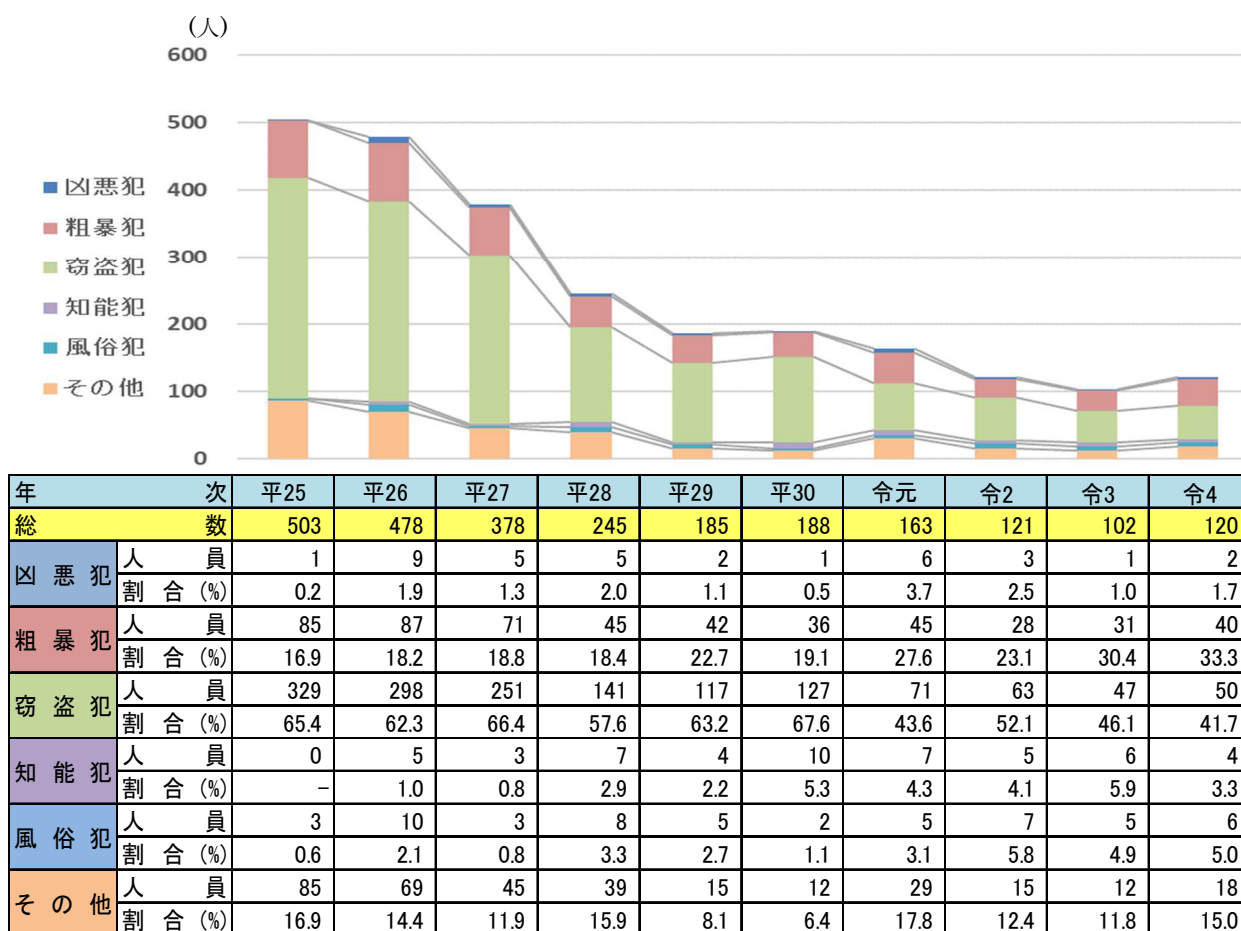
(注) 検挙指数は平成25年を100とする。



### 3 罪種別状況

#### (1) 包括罪種別、年次別推移

窃盗犯が50人で最も多く、全体の41.7%を占めています。

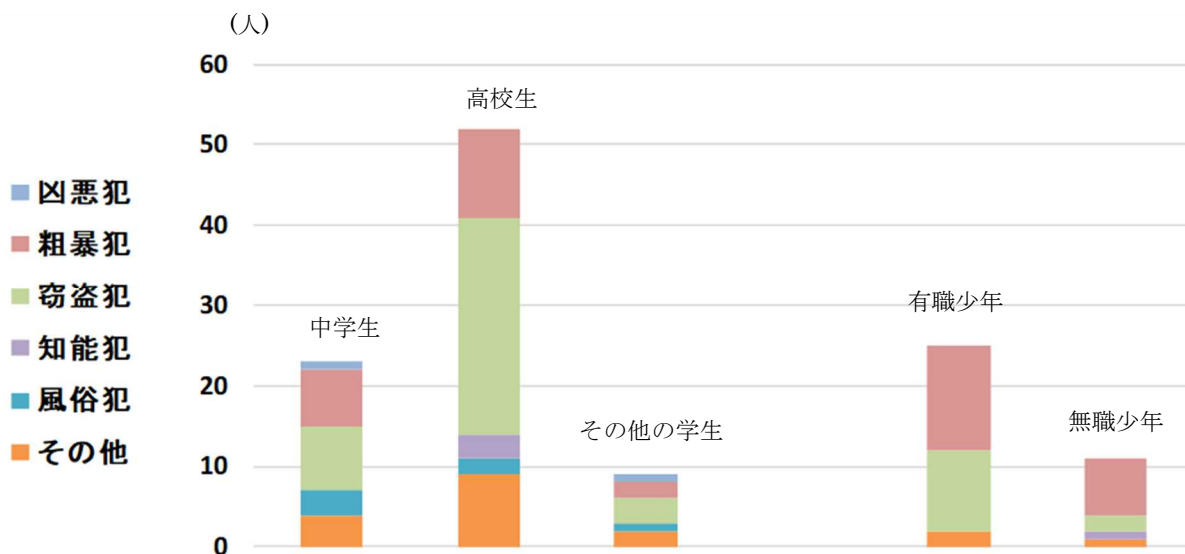


#### (2) 包括罪種別、少年・20歳以上別状況

区分	刑法犯少年			刑法犯20歳以上			少年の占める割合(%)		
	令4	令3	増減数	令4	令3	増減数	令4	令3	増減
総数	120	102	18	1,315	1,417	-102	8.4	6.7	1.7
凶悪犯	2	1	1	26	27	-1	7.1	3.6	3.5
殺人			0	4	5	-1	0.0	0.0	0.0
強盗			0	7	4	3	0.0	0.0	0.0
放火	1		1	4	6	-2	20.0	0.0	20.0
強制性交等	1	1	0	11	12	-1	8.3	7.7	0.6
粗暴犯	40	31	9	281	318	-37	12.5	8.9	3.6
凶器準備集合			0			0	-	-	-
暴行	7	7	0	89	100	-11	7.3	6.5	0.8
傷害	29	18	11	147	178	-31	16.5	9.2	7.3
脅迫	3	3	0	36	29	7	7.7	9.4	-1.7
恐喝	1	3	-2	9	11	-2	10.0	21.4	-11.4
窃盗犯	50	47	3	633	660	-27	7.3	6.6	0.7
知能犯	4	6	-2	103	99	4	3.7	5.7	-2.0
詐欺	4	6	-2	83	83	0	4.6	6.7	-2.1
横領			0	9	11	-2	0.0	0.0	0.0
偽造			0	11	5	6	0.0	0.0	0.0
汚職			0			0	-	-	-
背任			0			0	-	-	-
風俗犯	6	5	1	31	60	-29	16.2	7.7	8.5
賭博			0		16	-16	-	0.0	-
わいせつ	6	5	1	31	44	-13	16.2	10.2	6.0
その他	18	12	6	241	253	-12	6.9	4.5	2.4
(うち)占有離脱物横領	4	1	3	109	120	-11	3.5	0.8	2.7

(3) 包括罪種別、学職別状況

高校生が52人で最も多く、全体の43.3%を占めています。



区 分	総 数		学 生 ・ 生 徒								有職少年		無職少年	
			中学生		高校生		その他の学生		小 計					
総 数	120	(12)	23	(2)	52	(5)	9	(0)	84	(7)	25	(3)	11	(2)
凶 悪 犯	2	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)
殺人	0	(0)							0	(0)				
強 盗	0	(0)							0	(0)				
放 火	1	(0)	1						1	(0)				
強制性交等	1	(0)					1		1	(0)				
粗 暴 犯	40	(4)	7	(1)	11	(1)	2	(0)	20	(2)	13	(1)	7	(1)
凶器準備集合	0	(0)							0	(0)				
暴 行	7	(1)	1		2				3	(0)	2		2	(1)
傷 害	29	(3)	6	(1)	7	(1)	2		15	(2)	10	(1)	4	
脅 迫	3	(0)			2				2	(0)	1			
恐 喝	1	(0)							0	(0)			1	
窃 盗 犯	50	(5)	8	(1)	27	(3)	3		38	(4)	10	(1)	2	
知 能 犯	4	(1)	0	(0)	3	(0)	0	(0)	3	(0)	0	(0)	1	(1)
詐 欺	4	(1)			3				3	(0)			1	(1)
横 領	0	(0)							0	(0)				
偽 造	0	(0)							0	(0)				
風 俗 犯	6	(0)	3	(0)	2	(0)	1	(0)	6	(0)	0	(0)	0	(0)
賭 博	0	(0)							0	(0)				
わいせつ	6	(0)	3		2		1		6	(0)				
そ の 他	18	(2)	4		9	(1)	2		15	(1)	2	(1)	1	
うち)占有離脱物横領	4	(1)			2		1		3	(0)	1	(1)		

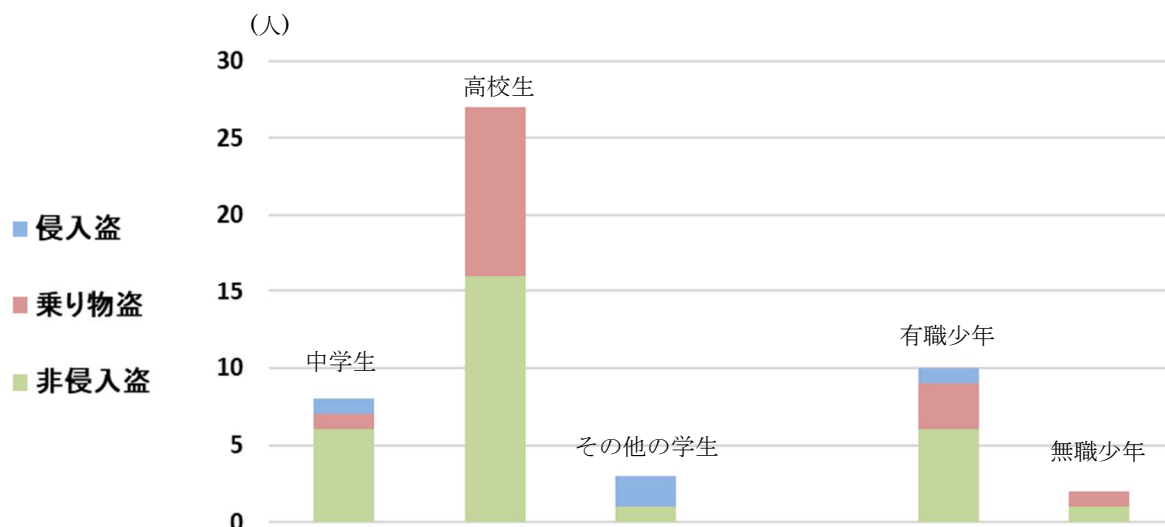
(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

(4) 窃盗犯手口別、学職別状況

窃盗犯は50人で、前年より3人(6.4%)増加しました。

手口別では、万引きが19人で最も多く、全体の38.0%を占めています。

学職別では、高校生が27人で最も多く、全体の54.0%を占めています。

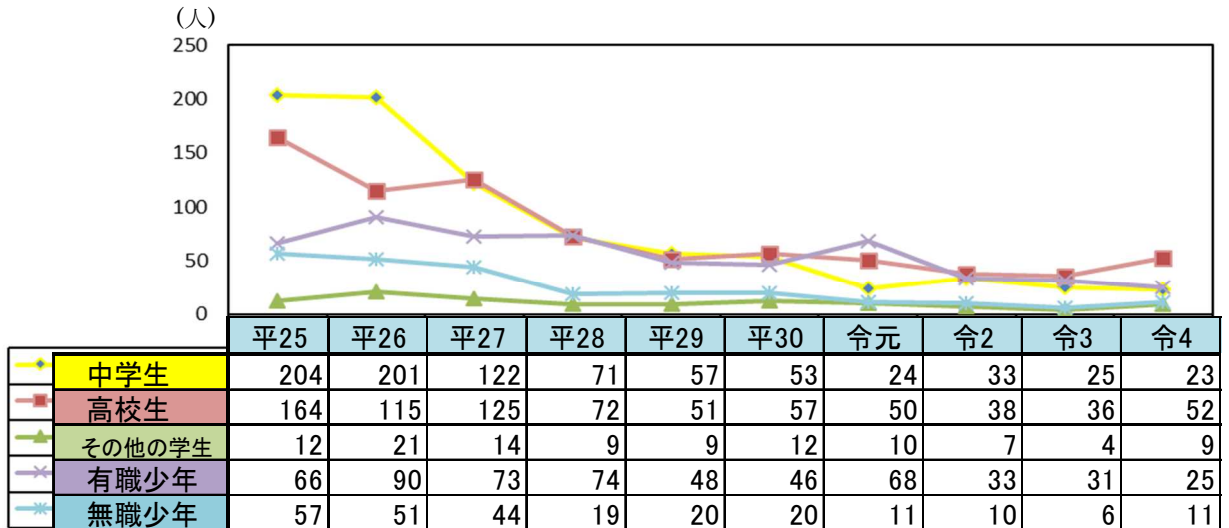


区 分	総 数	学 生 ・ 生 徒				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生	小 計		
総 数	50 (5)	8 (1)	27 (3)	3 (0)	38 (4)	10 (1)	2 (0)
侵 入 盗	4 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)
空 き 巣	1 (0)	1			1 (0)		
忍 込 み	1 (0)			1	1 (0)		
居 空 き	0 (0)				0 (0)		
事 務 所 荒 し	0 (0)				0 (0)		
倉 庫 荒 し	2 (0)			1	1 (0)	1	
そ の 他	0 (0)				0 (0)		
乗 り 物 盗	16 (0)	1 (0)	11 (0)	0 (0)	12 (0)	3 (0)	1 (0)
自 動 車 盗	0 (0)				0 (0)		
オ ー ト ハ ー イ 盗	4 (0)		4		4 (0)		
自 転 車 盗	12 (0)	1	7		8 (0)	3	1
非 侵 入 盗	30 (5)	6 (1)	16 (3)	1 (0)	23 (4)	6 (1)	1 (0)
ひ っ た く り	0 (0)				0 (0)		
置 引 き	0 (0)				0 (0)		
車 上 ね ら い	0 (0)				0 (0)		
部 品 ね ら い	2 (0)		1		1 (0)		1
訪 問 盗	0 (0)				0 (0)		
色 情 ね ら い	2 (0)		2		2 (0)		
万 引 き	19 (4)	5 (1)	10 (3)	1	16 (4)	3	
職 場 ね ら い	1 (1)				0 (0)	1 (1)	
工 事 場 ね ら い	2 (0)				0 (0)	2	
そ の 他	4 (0)	1	3		4 (0)		

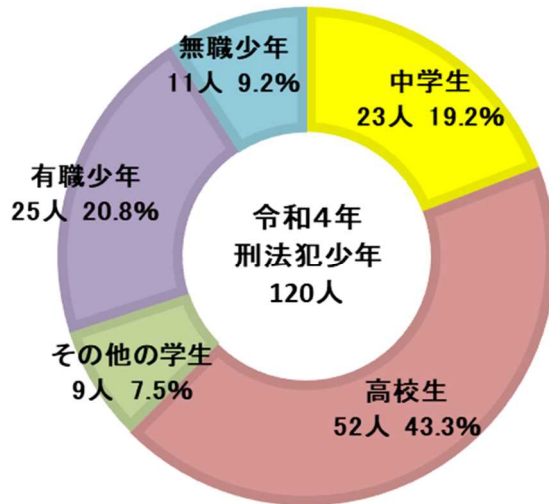
(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

#### 4 学職別状況

##### (1) 年次別推移

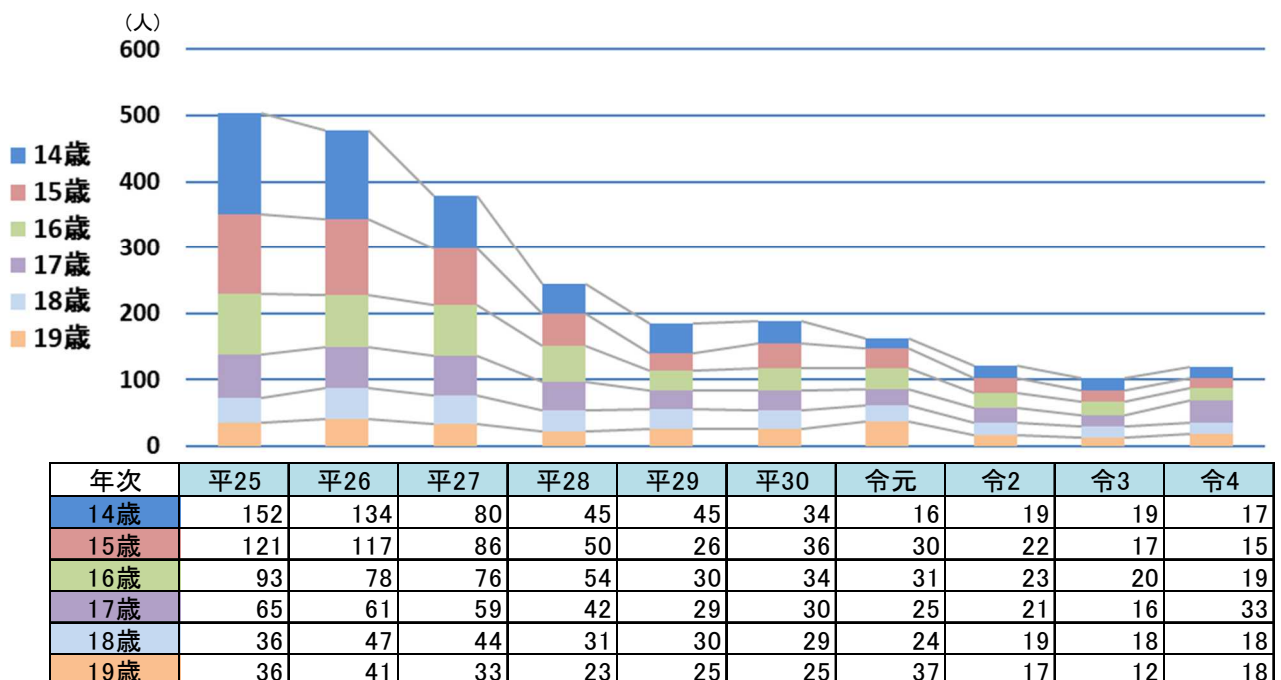


##### (2) 学職別状況



#### 5 年齢別状況

##### (1) 年次別推移



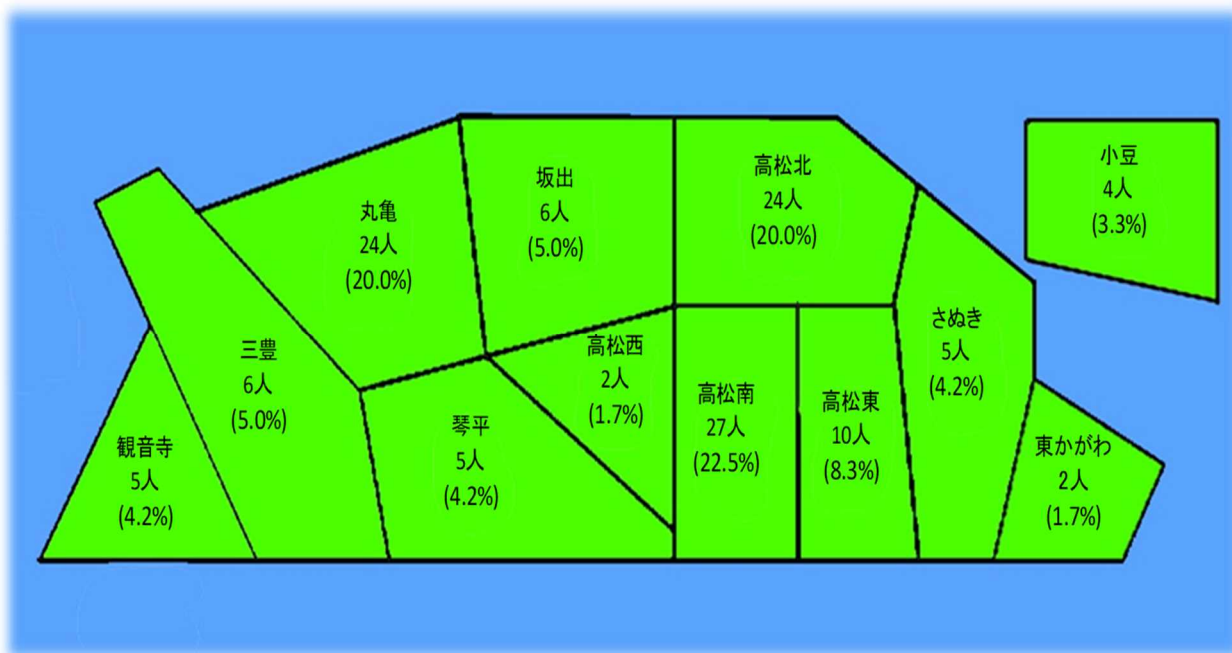
(2) 包括罪種別状況

区 分	総 数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総 数	120 (12)	17 (1)	15 (1)	19 (2)	33 (3)	18 (3)	18 (2)
凶 悪 犯	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
殺人	0 (0)						
強盗	0 (0)						
放火	1 (0)	1					
強制性交等	1 (0)						1
粗 暴 犯	40 (4)	6 (1)	2 (0)	5 (0)	7 (2)	9 (1)	11 (0)
凶器準備集合	0 (0)						
暴行	7 (1)	1		1	2 (1)	3	
傷害	29 (3)	5 (1)	2	4	4 (1)	3 (1)	11
脅迫	3 (0)				1	2	
恐喝	1 (0)					1	
窃 盗 犯	50 (5)	5	8 (1)	9 (2)	18	8 (1)	2 (1)
知 能 犯	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	0 (0)
詐欺	4 (1)				4 (1)		
横領	0 (0)						
偽造	0 (0)						
風 俗 犯	6 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
賭博	0 (0)						
わいせつ	6 (0)	3	1	1			1
そ の 他	18 (2)	2	4	4	4	1 (1)	3 (1)
うち)占有離脱物横領	4 (1)			1	1	1 (1)	1

(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

6 刑法犯少年検挙数の警察署別比率状況

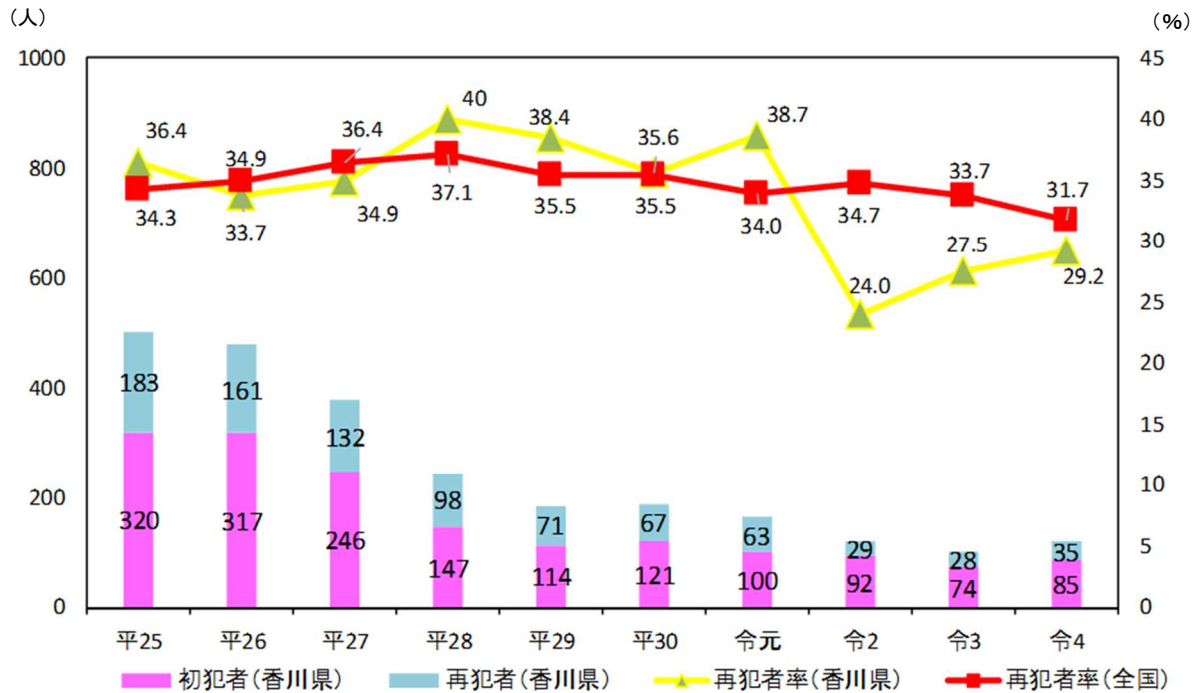
高松南警察署が 27 人(22.5%)で最も多く、次いで高松北警察署と丸亀警察署が 24 人 (20.0%)で同数となっています。



刑法犯少年総数 120 人

## 7 再犯者等

### (1) 再犯者の推移



### (2) 再犯者の割合

年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	
香川県	刑法犯少年	503	478	378	245	185	188	163	121	102	120
	初犯者	320	317	246	147	114	121	100	92	74	85
	再犯者	183	161	132	98	71	67	63	29	28	35
香川県	再犯者率	36.4	33.7	34.9	40	38.4	35.6	38.7	24.0	27.5	29.2
全国	再犯者率	34.3	34.9	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7

### (3) 共犯率

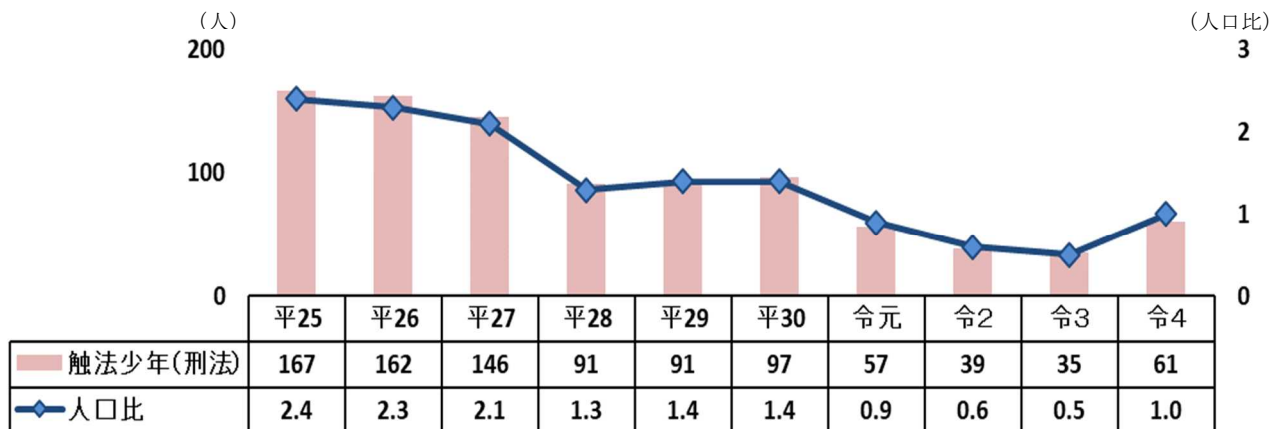
年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
刑法犯少年	37.2	31.7	27.9	19.4	19.2	27.4	31.2	15.6	27.9	17.9
凶悪犯		33.3	40.0		50.0		33.3			
粗暴犯	25.4	25.4	18.2	21.6	17.6	14.8	17.6	11.1	16.0	31.0
窃盗犯	42.7	35.7	31.4	23.2	22.7	34.3	38.7	20.2	40.7	10.1
その他	21.5	21.3	18.6	10.4	3.4	7.1	17.1	6.5	12.0	22.9
刑法犯20歳以上	8.8	9.2	8.1	6.9	6.3	9.0	11.7	7.9	6.1	7.2

(注) 共犯率とは、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。なお、少年、20歳以上事件とも、少年と20歳以上との共犯事件は含まれていない。

### 第3 触法少年（刑法）

#### 1 年次別推移

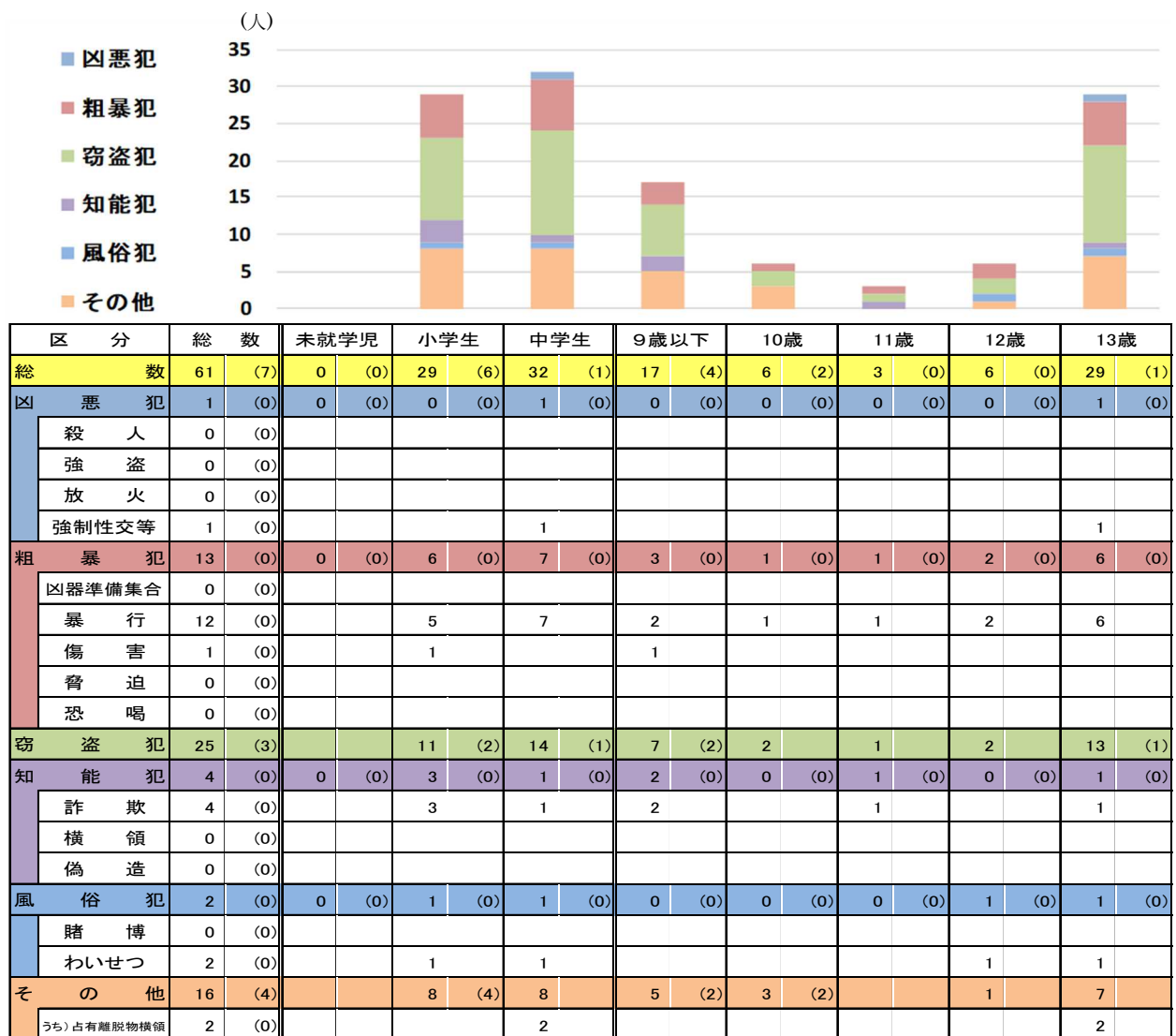
触法少年（刑法）は61人で、前年と比較して26人増加しました。



(注) 人口比は、6歳～13歳(香川県人口移動調査)の少年人口1,000人当たりの補導人員をいう。

#### 2 包括罪種別、学職別、年齢別状況

罪種別では、窃盗犯が最も多く、刑法犯全体の41.0%を占めています。

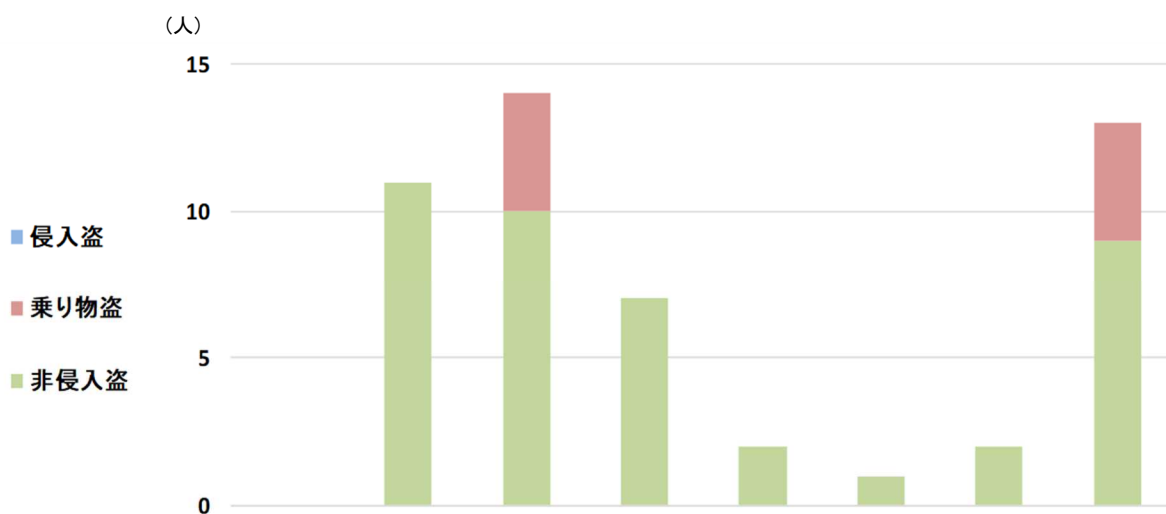


(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

### 3 窃盗手口別、学職別、年齢別状況

手口別では、万引きが20人で最も多く、全体の80.0%を占めています。

年齢別では、13歳が13人で最も多く、全体の52.0%を占めています。



区 分	総 数	未就学児		小学生		中学生		9歳以下		10歳		11歳		12歳		13歳		
		数	(内)	数	(内)	数	(内)	数	(内)	数	(内)	数	(内)	数	(内)	数	(内)	
総 数	25	(3)	0	(0)	11	(2)	14	(1)	7	(2)	2	(0)	1	(0)	2	(0)	13	(1)
侵 入 盗	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
居 空 き	0	(0)																
更衣室荒し	0	(0)																
空 き 巣	0	(0)																
出 店 荒 し	0	(0)																
そ の 他	0	(0)																
乗 り 物 盗	4	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(0)
自 動 車 盗	0	(0)																
オ ー ト バ イ 盗	0	(0)																
自 転 車 盗	4	(0)				4											4	
非 侵 入 盗	21	(3)	0	(0)	11	(2)	10	(1)	7	(2)	2	(0)	1	(0)	2	(0)	9	(1)
訪 問 盗	1	(0)			1										1			
車 上 ね ら い	0	(0)																
万 引 き	20	(3)			10	(2)	10	(1)	7	(2)	2		1		1		9	(1)
そ の 他	0	(0)																

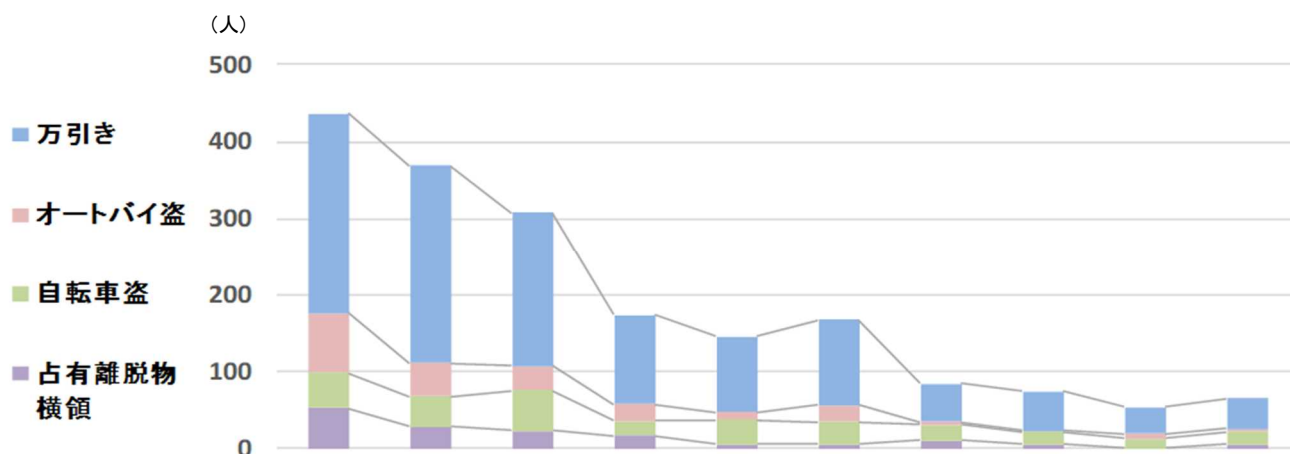
(注) 女子は内数として ( ) 内に計上



## 第4 初発型非行(触法を含む)

### 1 年次別推移

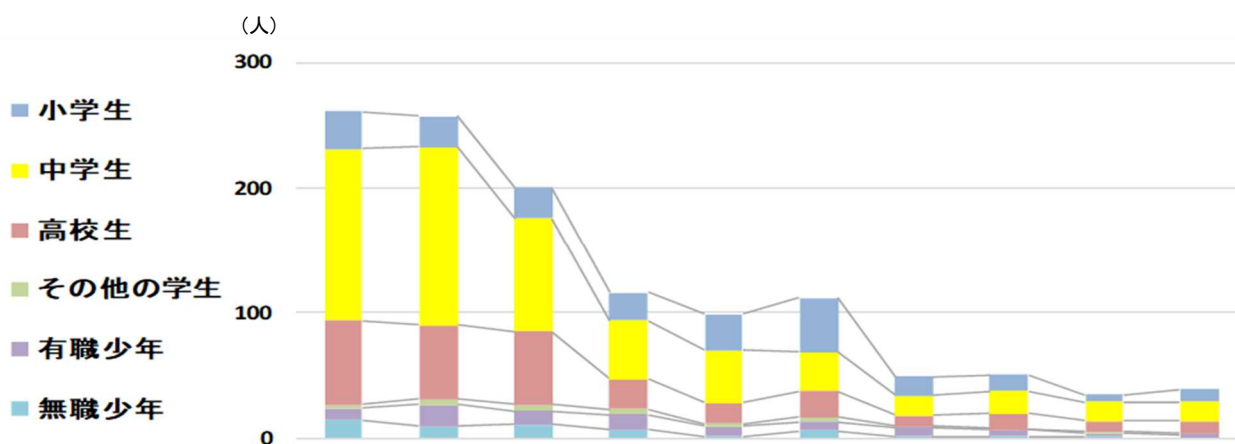
初発型非行は65人で、前年より11人(20.4%)増加しました。



年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
総数	437	369	308	174	146	168	84	74	54	65
万引き	261	257	200	116	99	112	49	51	35	39
オートバイ盗	77	44	32	22	9	21	4	1	6	4
自転車盗	46	40	53	19	32	29	20	16	12	16
占有離脱物横領	53	28	23	17	6	6	11	6	1	6
刑法犯少年(触法を含む)総数に占める割合	65.2	57.7	58.8	51.8	52.9	58.9	38.2	46.3	39.4	35.9

### 2 万引き少年の年次別推移

万引きは39人で、前年より4人(11.4%)増加しました。



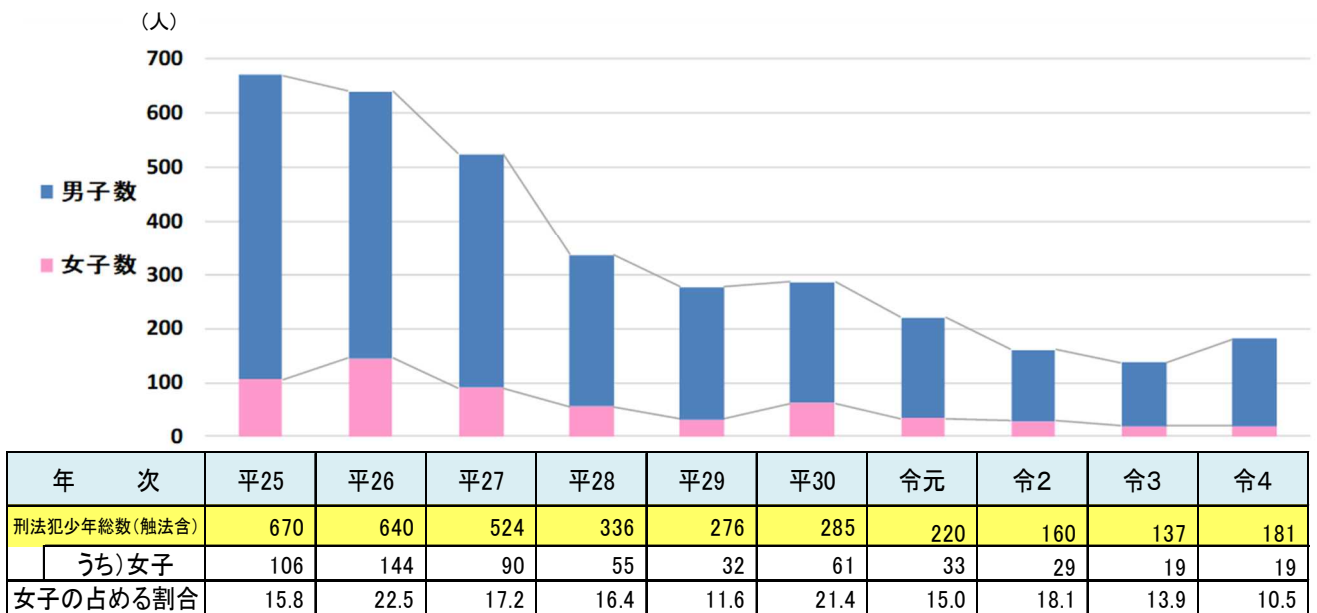
年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
総数	261	257	200	116	99	112	49	51	35	39
	(79)	(84)	(49)	35	19	32	(13)	(16)	(11)	(7)
小学生	30	24	24	22	29	43	15	13	6	10
	(11)	(10)	(7)	1	9	14	(3)	(5)	(4)	(2)
中学生	137	143	91	47	42	31	16	18	15	15
	(37)	(48)	(22)	20	9	6	(2)	(6)	(4)	(2)
高校生	67	59	58	24	16	21	8	13	9	10
	(17)	(14)	(15)	5	1	8	(2)	(5)	(1)	(3)
その他の学生	3	4	5	4	2	4	1		1	1
	(1)	(3)		2			(1)		(1)	
有職少年	9	17	11	12	8	7	7	5	2	3
	(6)	(5)	(1)	3		3	(3)			
無職少年	15	10	11	7	2	6	2	2	2	
	(7)	(4)	(4)	4		1	(2)		(1)	

(注) 女子は内数として( )内に計上

## 第5 女子非行(刑法犯少年(触法を含む))

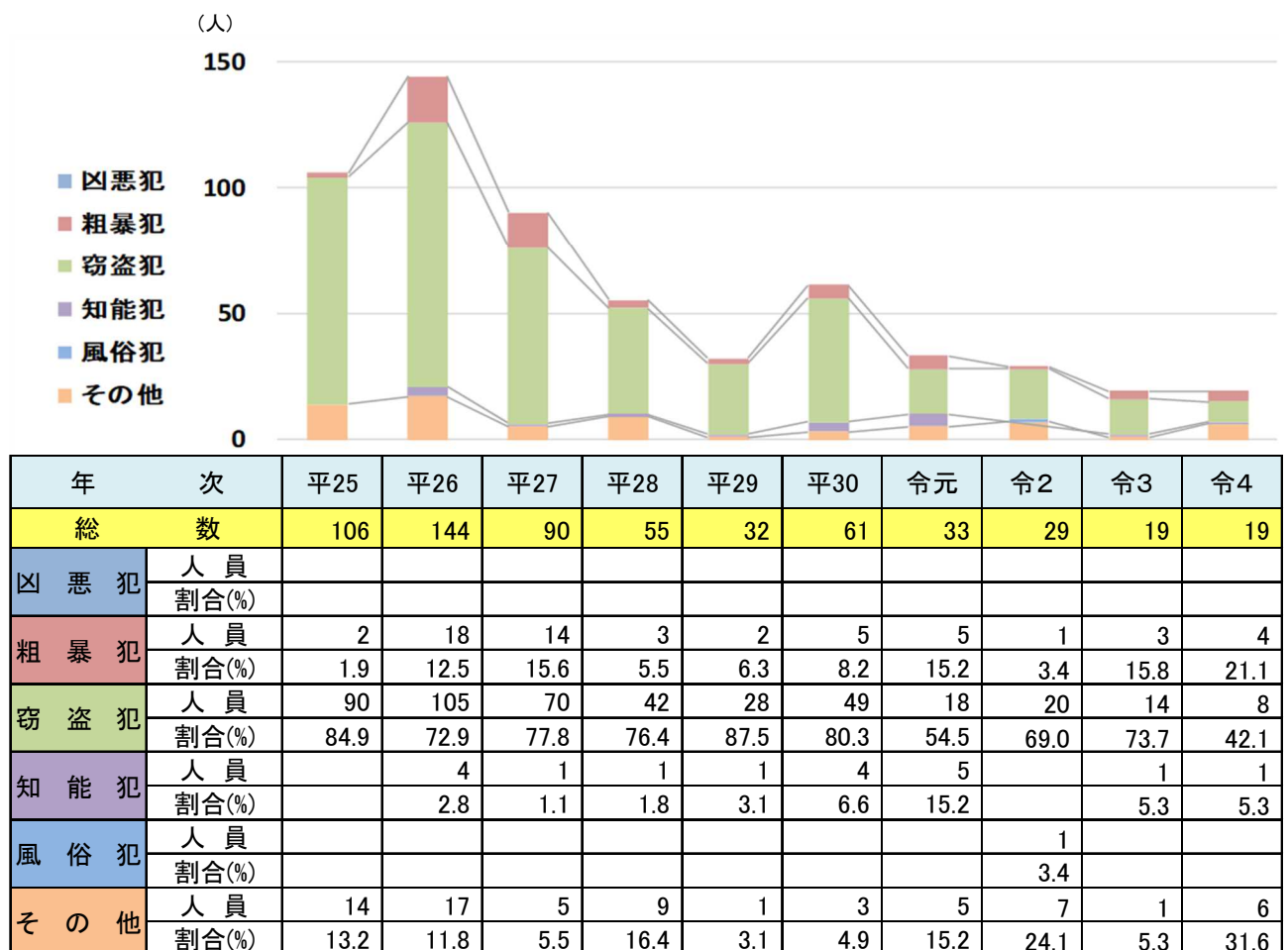
### 1 年次別推移

刑法犯少年と触法少年(刑法)の検挙・補導人員総数は181人で、うち女子の検挙・補導人員は19人と、前年と同数となっています。



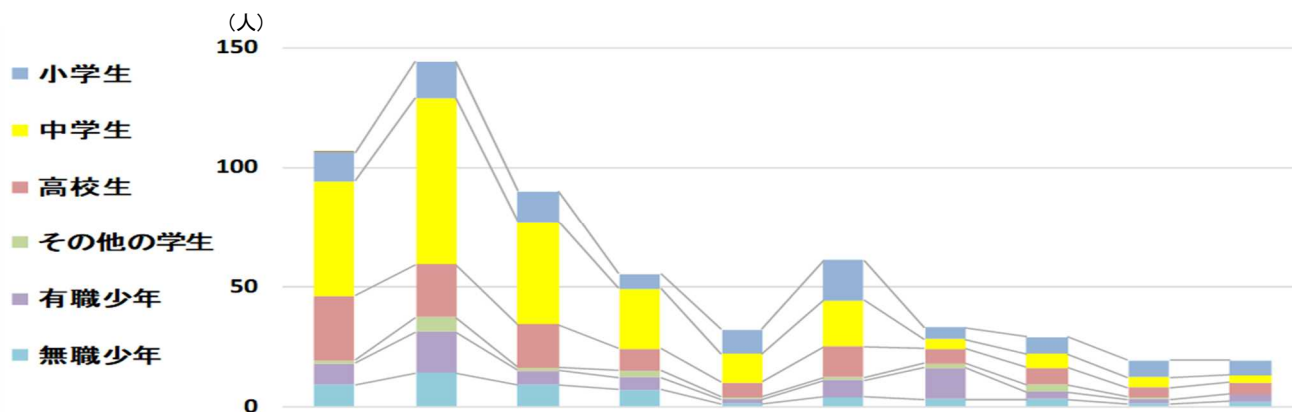
### 2 包括罪種別推移

窃盗犯が8人で最も多く、全体の42.1%を占めています。



### 3 学職別推移

学職別では、小学生が6人で最も多く、全体の31.6%を占めています。

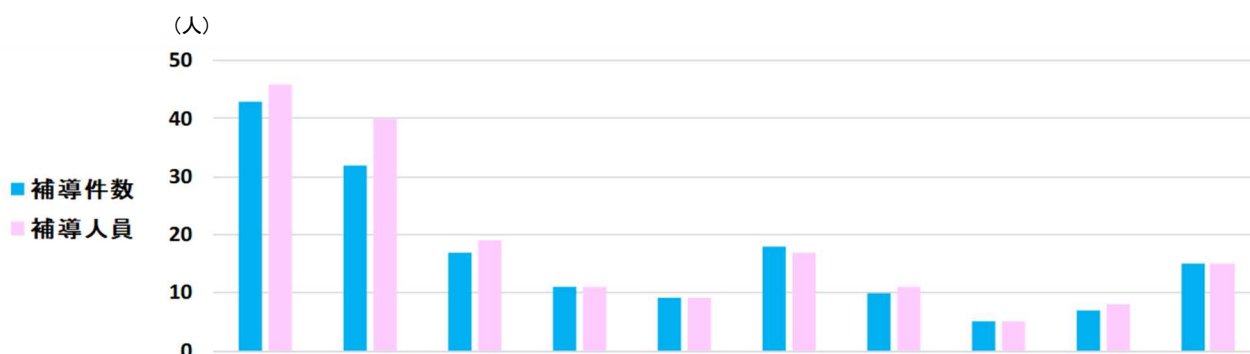


年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
総数	106	144	90	55	32	61	33	29	19	19
未就学										
小学生	12	15	13	6	10	17	5	7	7	6
中学生	48	70	43	25	12	19	4	6	4	3
高校生	27	22	18	9	6	13	6	7	4	5
その他の学生	1	6	1	3	1	1	2	3	1	
有職少年	9	17	6	5	2	7	13	3	2	3
無職少年	9	14	9	7	1	4	3	3	1	2

## 第6 校内暴力事件

### 1 年次別推移

校内暴力事件で15件15人を検挙・補導しています。



年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
検挙・補導件数	43	32	17	11	9	18	10	5	7	15
小学生	1	3	2		1	7	1		3	2
中学生	37	28	12	11	7	10	7	3	3	11
高校生	5	1	3		1	1	2	2	1	2
検挙・補導人員	46	40	19	11	9	17	11	5	8	15
小学生	1	8	3		1	6	1		4	2
中学生	38	31	13	11	7	10	7	3	3	11
高校生	7	1	3		1	1	3	2	1	2

### 2 学職別検挙・補導状況

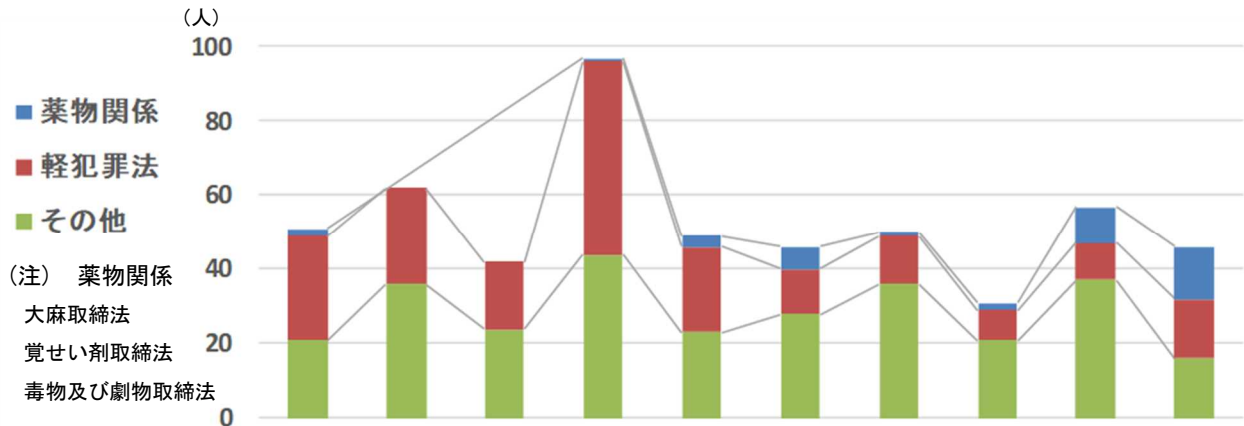
検挙・補導した15件15人のうち対教師暴力が2件2人、生徒間暴力が10件10人となっています。

区分	検挙・補導件数				検挙・補導人員				被害者			
	総数	対教師	生徒間	施設損壊	総数	対教師	生徒間	施設損壊	総数	教師	生徒	施設
総数	15	2	10	3	15	2	10	3	15	2	10	3
小学生	2		2		2		2		2		2	
中学生	11	2	6	3	11	2	6	3	11	2	6	3
高校生	2		2		2		2		2		2	

## 第7 特別法犯少年(触法を含む)

### 1 罪種別、年次別推移

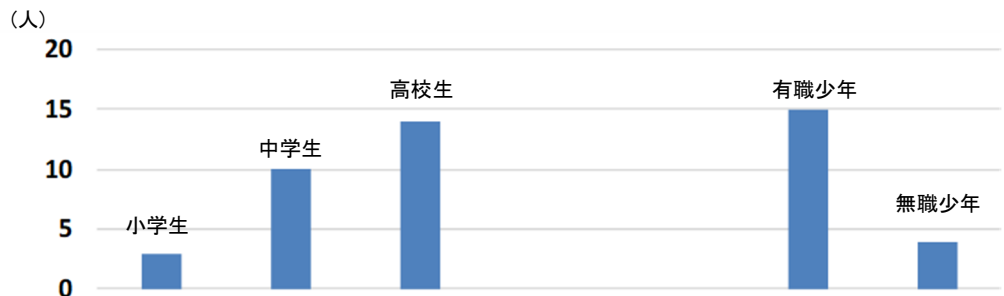
特別法犯少年の検挙・補導人数は46人で前年より11人(19.3%)減少しました。



年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
総数	51	62	42	97	49	46	50	31	57	46
軽犯罪法	28	26	18	52	23	12	13	8	10	16
迷惑防止条例	1	8	6	11	2	4	6	4	7	6
青少年保護育成条例	2	5		3		2	3	2	6	1
児童買春・児童ポルノ法	5	5	3	11	8	8	13	7	15	5
銃刀法	3	8	5	8	5	5	2	1	1	2
大麻取締法					2	2	1	2	10	12
覚せい剤取締法	1			1	1	4				
麻薬等取締法	1									2
毒物及び劇物取締法										
廃棄物処理法	3	4	3	8	4	4	9	4	4	1
その他	7	6	7	3	4	5	3	3	4	1

### 2 罪種別、学職別状況

罪種別では、軽犯罪法違反が16人と最も多く、学職別では、有職少年が15人と最も多くなっています。



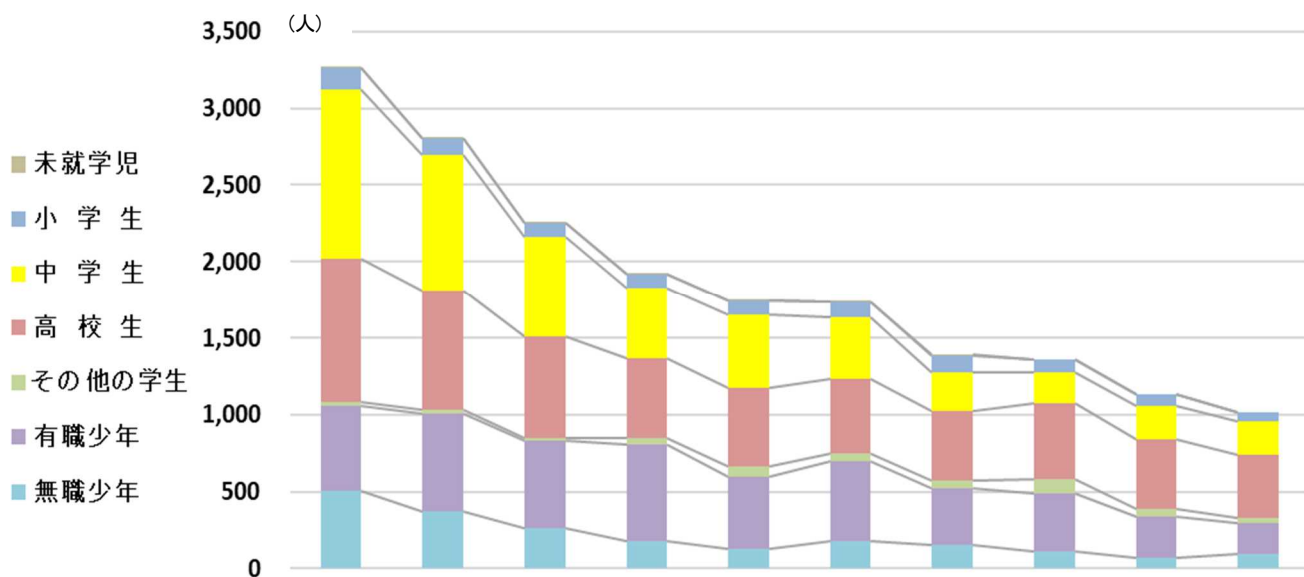
区分	総数	学生・生徒					小計	有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他の学生				
総数	46 (0)	3 (0)	10 (0)	14 (0)	0 (0)	27 (0)	15 (0)	4 (0)	
軽犯罪法	16 (0)	2	6	5		13 (0)	1	2	
迷惑防止条例	6 (0)			4		4 (0)	2		
青少年保護育成条例	1 (0)					0 (0)	1		
児童買春・児童ポルノ法	5 (0)		3	2		5 (0)			
銃刀法	2 (0)	1	1			2 (0)			
大麻取締法	12 (0)			1		1 (0)	9	2	
麻薬等取締法	2 (0)			1		1 (0)	1		
廃棄物処理法	1 (0)			1		1 (0)			
その他	1 (0)					0 (0)	1		

(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

## 第8 不良行為少年

### 1 学職別、年次別推移

不良行為少年は1,019人で、前年より117人(10.3%)減少しました。



年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
総数	3,267	2,803	2,253	1,922	1,743	1,735	1,389	1,361	1,136	1,019
未就学児	1	2	2	2	2	3	3	0	0	0
小学生	144	109	87	93	86	100	113	86	76	64
中学生	1,105	884	657	460	480	396	251	201	221	213
高校生	935	778	657	516	514	486	448	493	451	410
その他の学生	28	22	22	42	65	51	52	90	52	37
有職少年	550	636	563	627	464	521	368	379	262	198
無職少年	504	372	265	182	132	178	154	112	74	97

## 2 行為別、学職別状況

行為別では、深夜はいかいが 381 人で最も多く、全体の 37.4%を占め、次いで喫煙が 225 人(22.1%)となっています。

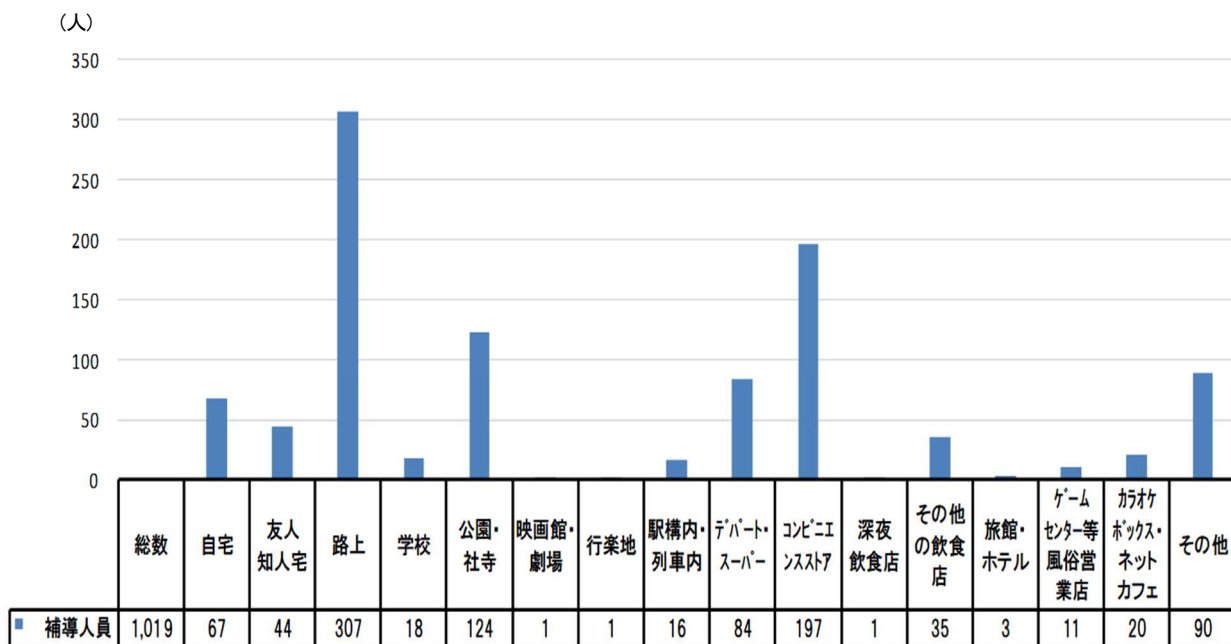
学職別では、高校生が 410 人で最も多く、全体の 40.2%を占めています。

(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

区 分	総 数	未就学児	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年	前年との増減数
			小学生	中学生	高校生	その他の学生	小 計			
総 数	1,019 (260)	0 (0)	64 (22)	213 (68)	410 (107)	37 (6)	724 (203)	198 (28)	97 (29)	-117 (-9)
飲 酒	69 (23)			5 (1)	17 (12)	18 (4)	40 (17)	21 (3)	8 (3)	-21 (-2)
喫 煙	225 (18)			22 (5)	76 (4)	11 (1)	109 (10)	89 (5)	27 (3)	83 (-10)
薬 物 乱 用	1 (1)				1 (1)		1 (1)			-4 (-1)
粗 暴 行 為	57 (10)		8 (1)	26 (5)	16 (4)		50 (10)	4	3	-39 (1)
刃 物 等 所 持	2 (0)		1		1		2 (0)			-5 (-2)
金 品 不 正 要 求	0 (0)						0 (0)			-5 (-1)
金 品 持 ち 出 し	36 (7)		14 (2)	15 (2)	6 (3)		35 (7)		1	-7 (-4)
性 的 いた ず ら	2 (0)				2		2 (0)			-3 (0)
暴 走 行 為	16 (5)		2 (2)	1	4		7 (2)	6 (2)	3 (1)	1 (4)
家 出	87 (52)		18 (9)	38 (21)	29 (20)		85 (50)		2 (2)	18 (19)
無 断 外 泊	10 (8)			3 (2)	6 (5)		9 (7)		1 (1)	5 (6)
深夜はいかい	381 (107)		3 (2)	61 (24)	211 (49)	1 (1)	276 (76)	63 (14)	42 (17)	-106 (-12)
怠 学	13 (5)		3 (1)	6 (2)	4 (2)		13 (5)			7 (3)
不健全性的行為	6 (5)		1 (1)	2 (1)	2 (2)		5 (4)		1 (1)	-6 (-6)
不 良 交 友	6 (3)			2 (1)	3 (1)		5 (2)		1 (1)	-15 (-5)
不健全娯楽	5 (2)			1	1 (1)		2 (1)	2 (1)	1	5 (2)
そ の 他	103 (14)		14 (4)	31 (4)	31 (3)	7	83 (11)	13 (3)	7	-25 (-1)
火 遊 び	29 (1)		11 (1)	11	5		27 (1)		2	13 (-3)
盛り場はいかい	0 (0)						0 (0)			0 (0)
迷 惑 行 為	74 (13)		3 (3)	20 (4)	26 (3)	7	56 (10)	13 (3)	5	-38 (2)

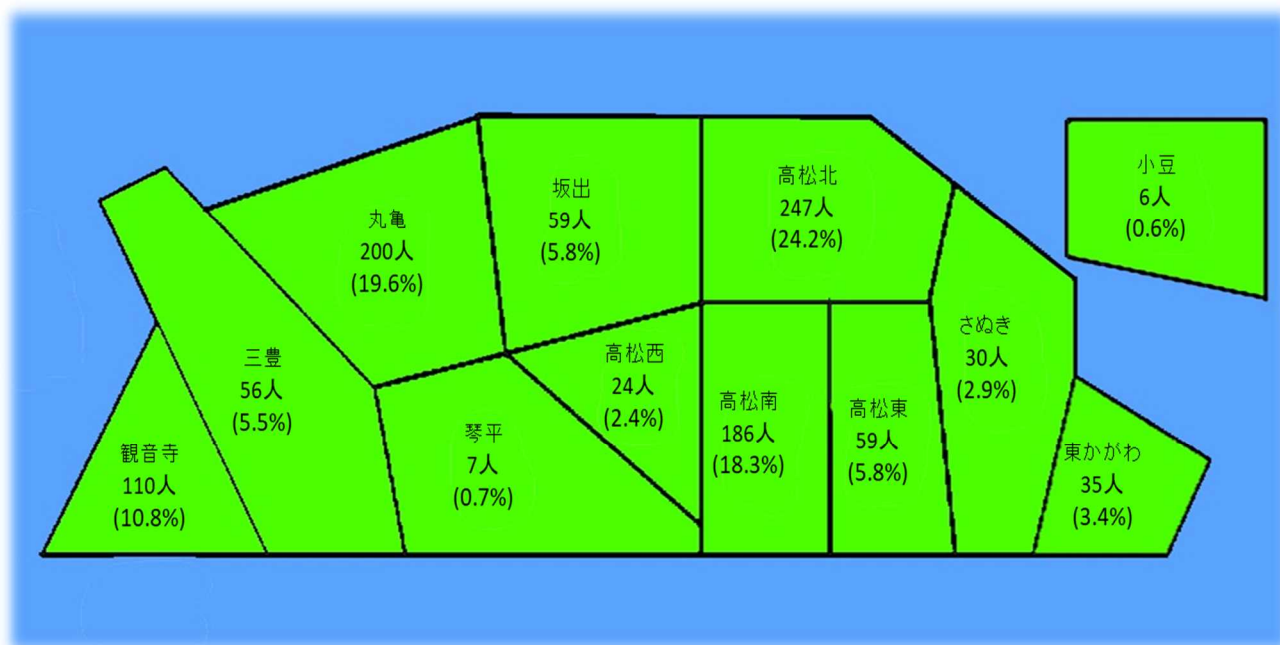
### 3 行為別、補導場所別状況

場所別では、路上が307人で最も多く、全体の30.1%を占め、次いでコンビニエンスストアが197人(19.3%)となっています。



### 4 警察署管内別状況

高松北警察署管内で補導された少年が247人で最も多く、全体の24.2%を占め、次いで丸亀警察署管内200人(19.6%)、高松南警察署管内186人(18.3%)の順となっています。



不良行為少年総数 1,019人

## 第9 主な検挙・補導事例

### 1 中学生による住居侵入、窃盗事件

正当な理由がないのに、被害者方の無施錠窓から侵入し、被害者管理にかかる自宅の鍵1本を窃取した中学生を検挙した。

### 2 中学生による傷害事件

県内の中学校において、教諭の胸付近を掴み、複数回手拳で殴打し、更に右大腿部を1回膝蹴りする等して傷害を負わせた中学生を検挙した。

### 3 中学生による傷害事件

県内の体育館において、男子中学生に対し、顔面及び腹部を複数回殴打する等して傷害を負わせた中学生を検挙した。

### 4 有職少年による傷害事件

河川敷において、男子高校生に対し、顔面を手拳で殴打したり、右肩に噛みつく等して傷害を負わせた有職少年を検挙した。

### 5 有職少年による強要事件

河川敷において、喧嘩をし終えた男子高校生と有職少年に対し、「やれ、お前。」  
「自分、まだいけるやろ。」等と語気鋭く向けて脅迫し、同人らに喧嘩するよう強要した有職少年を検挙した。

### 6 有職少年等による恐喝、傷害

多目的広場において、被害男性に対し、顔面や腹部を複数回殴打する等の暴行を加えた上、同男性のバッグ内から現金を抜き取り、「お前 3,000 円持っていられるんがええんか、5,000 円持っていられるんどっちがええんや。」等と現金を要求、喝取した非行少年グループ3名を検挙した。

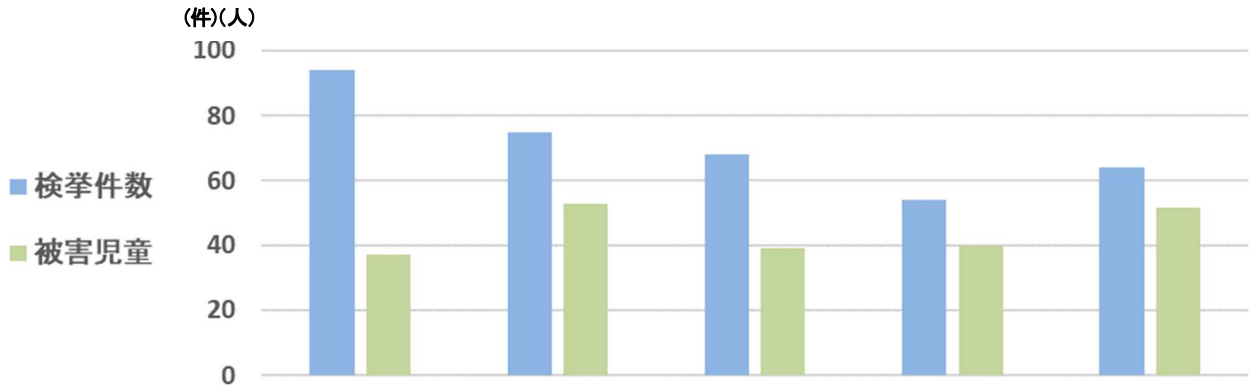


## 第2章 少年の保護

### 第1 少年の福祉を害する犯罪

#### 1 罪種別、検挙人員・被害児童の推移

検挙件数は64件で、前年より10件(18.5%)増加し、被害児童は52人で、前年より12人(30.0%)増加となっています。



年次	平30		令元		令2		令3		令4	
	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童
総数	94	37	75	53	68	39	54	40	64	52
風営適正化法	2	3	2							
売春防止法										
児童福祉法	3	2	2	2	4	4	1	1	1	1
児童買春・児童ポルノ法	49	11	40	27	38	18	37	28	43	35
青少年保護育成条例	38	19	27	20	25	16	16	11	19	14
未成年者喫煙禁止法	1	1	4	4	1	1			1	2
未成年者飲酒禁止法										
労働基準法										
職業安定法										
労働者派遣事業法										
覚せい剤取締法	1	1								

#### 2 被害児童の学職別状況

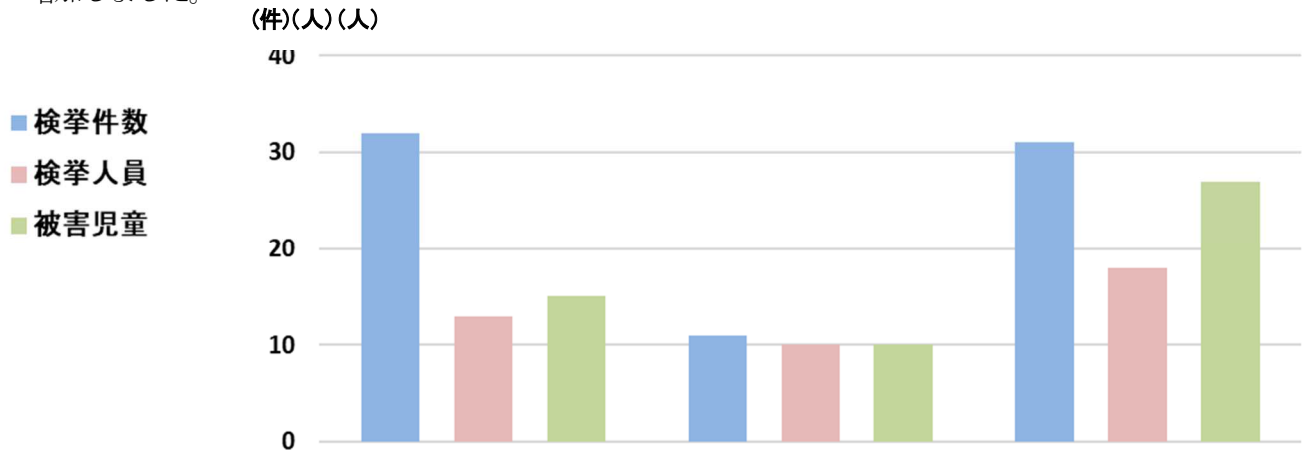
高校生が24人(46.2%)で最も多く、次いで中学生が21人(40.4%)となっています。

区分	総数		学生・生徒							有職少年	無職少年							
			未就学	小学生	中学生	高校生	その他の学生	小計										
総数	52	(47)	0	(0)	4	(4)	21	(16)	24	(24)	0	(0)	49	(44)	3	(3)	0	(0)
児童福祉法	1	(1)							1	(1)			1	(1)				
児童買春・児童ポルノ法	35	(35)			4	(4)	13	(13)	17	(17)			34	(34)	1	(1)		
青少年保護育成条例	14	(11)					6	(3)	6	(6)			12	(9)	2	(2)		
未成年者飲酒禁止法	0	(0)											0	(0)				
未成年者喫煙禁止法	2	(0)					2						2	(0)				

(注) 女子は内数として( )内に計上

### 3 SNSに起因する事犯の検挙・保護状況

検挙件数は31件で、前年より20件(181.8%)増加し、被害児童は27人で、前年より17人(170.0%)増加しました。



年次	令2			令3			令4		
	検挙件数	検挙人員	被害児童	検挙件数	検挙人員	被害児童	検挙件数	検挙人員	被害児童
児童ポルノ	15	4	5	4	4	4	21	8	18
児童買春	2	2	2	1	1	1	4	4	3
児童福祉法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青少年育成条例	12	4	5	5	4	4	6	6	6
重要犯罪等	3	3	3	1	1	1	0	0	0
総数	32	13	15	11	10	10	31	18	27

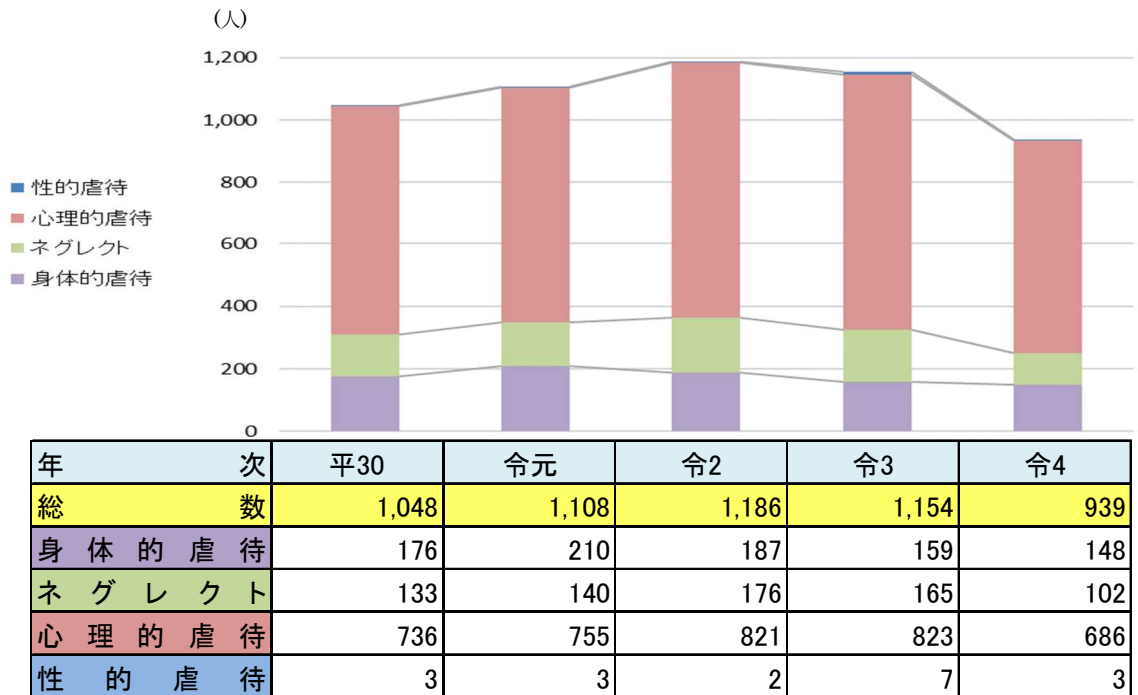
※重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、強制わいせつ、逮捕・監禁をいう。

## 第2 児童虐待

### 1 児童虐待の通告状況

警察から児童相談所への通告児童数は939人で、前年より215人（18.6%）減少しました。

態様別では、心理的虐待が686人で最も多く、全体の73.1%を占め、次いで身体的虐待が148人（15.8%）となっています。



### 2 児童虐待の検挙状況

#### (1) 年次別推移

児童虐待の検挙件数は35件で、前年より36件（50.7%）減少しています。

年次	平30	令元	令2	令3	令4
検挙件数	37	60	64	71	35
検挙人員	39	61	66	72	36

#### (2) 罪種別検挙状況及び被害者と加害者との関係

罪種別検挙件数では、暴行が最も多く16件、被害児童と加害者との関係では、実父が最も多く13人となっています。

	件数	人員
総数	35	36
殺人未遂	1	1
監護者性交等	3	3
監護者わいせつ	1	1
暴行	16	16
傷害	11	11
保護責任者遺棄	1	2
脅迫	1	1
強要	1	1

人員	内訳（被害児童と加害者との関係）							
	実父	養父 継父	母の 内縁の夫	その他 （男）	実母	養母 継母	父の 内縁の妻	その他 （女）
36	13	9	1	0	5	0	0	8

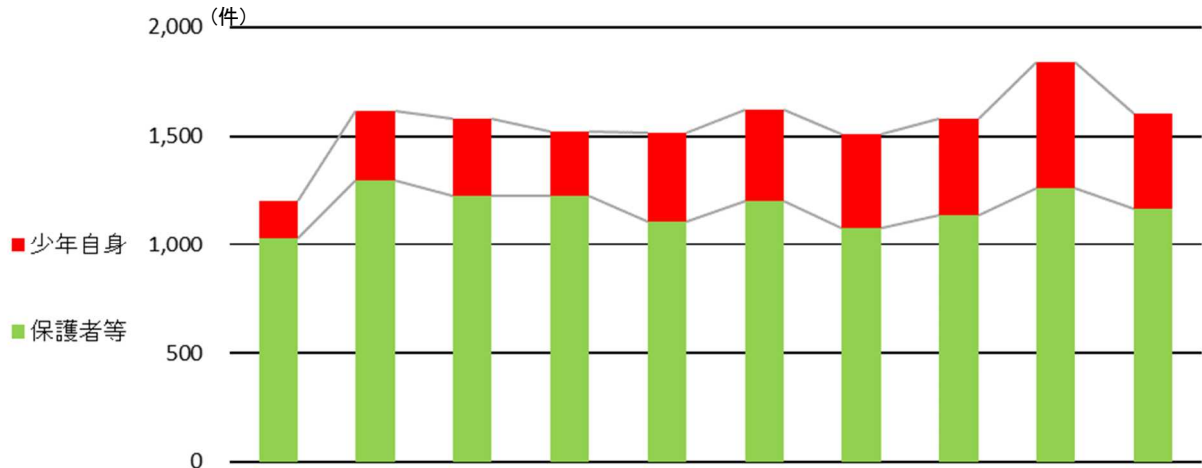
### 第3 少年相談

#### 1 少年相談受理状況

##### (1) 年次別、相談者別状況

少年相談受理件数は1,601件で、前年より236件(12.8%)減少しました。

相談者別では、少年からの相談が437件(27.3%)、保護者等からの相談が1,164件(72.7%)となっています。

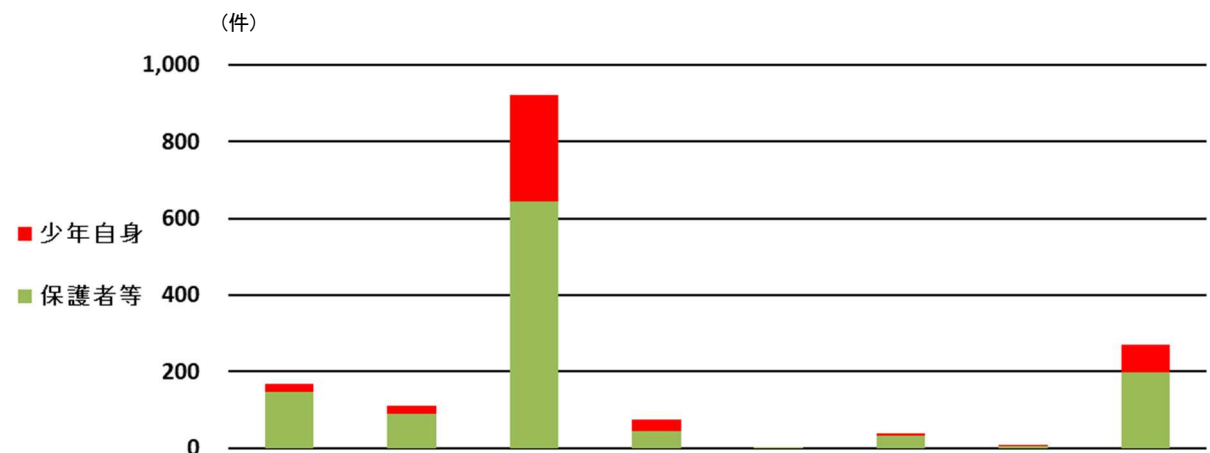


年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
総数	1,202	1,618	1,577	1,519	1,516	1,623	1,510	1,578	1,837	1,601
未就学児		5	4	1	11	11	31	48	69	51
小学生	15	17	19	27	40	61	87	87	126	97
中学生	35	75	54	64	79	65	87	90	132	117
高校生	55	81	96	70	99	120	108	97	123	102
その他の学生	10	29	40	11	34	47	24	29	31	8
有職少年	27	53	66	74	77	63	49	49	50	23
無職少年	17	37	39	27	35	19	16	18	20	15
不詳	12	27	33	19	31	33	32	20	24	24
保護者等	1,031	1,294	1,226	1,226	1,110	1,204	1,076	1,140	1,262	1,164

※警察による児童虐待対応時の相談を含む

##### (2) 相談内容別状況

家庭問題が922件(少年自身277件、保護者等645件)で最も多くなっています。

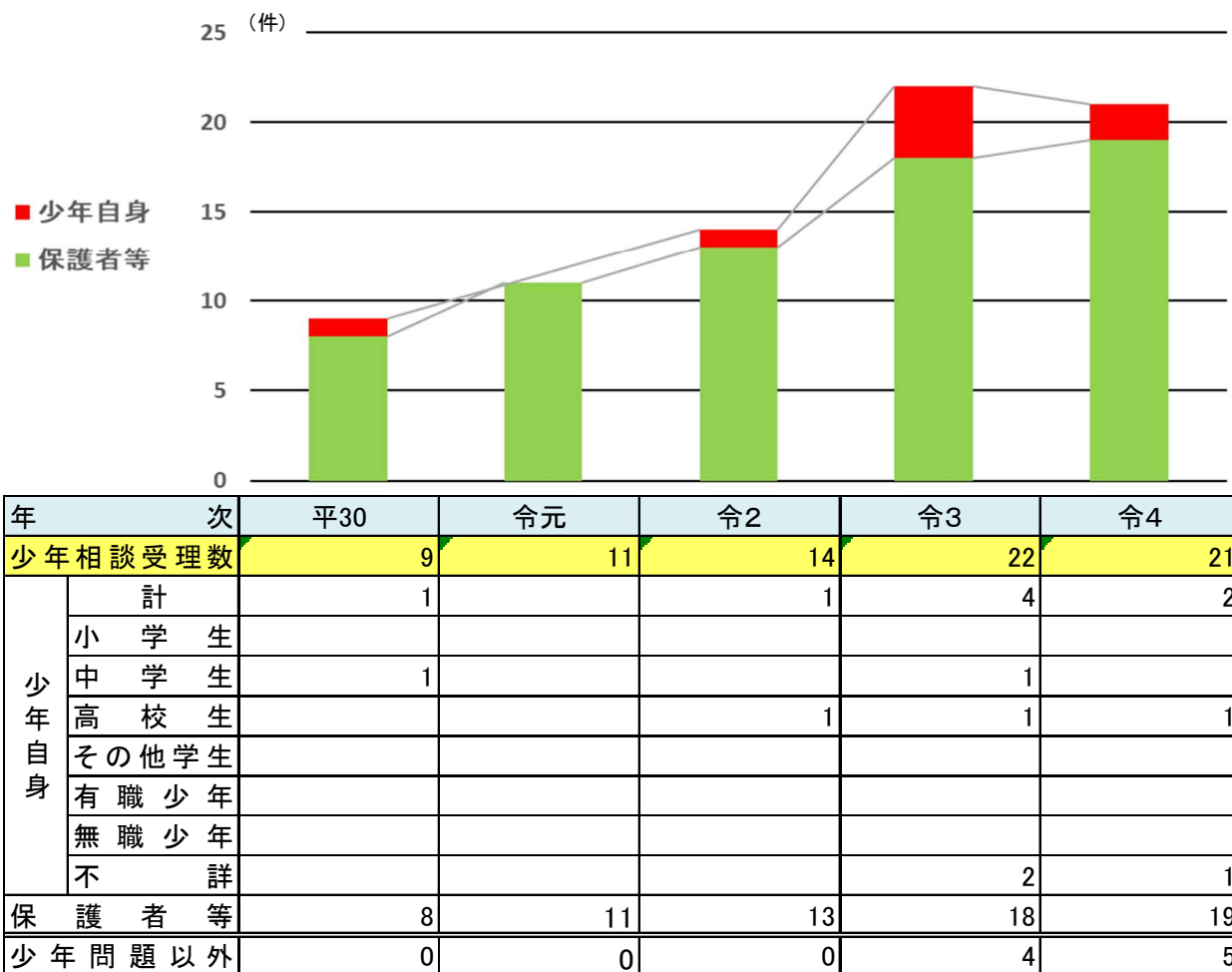


区分	総数	非行問題	学校問題	家庭問題	交友問題	健康問題	犯罪被害	自殺関係	その他
総数	1,601	169	112	922	76	4	38	10	270
少年自身	437	23	23	277	31	0	6	4	73
保護者等	1,164	146	89	645	45	4	32	6	197

## 2 少年相談専用電話受理事況

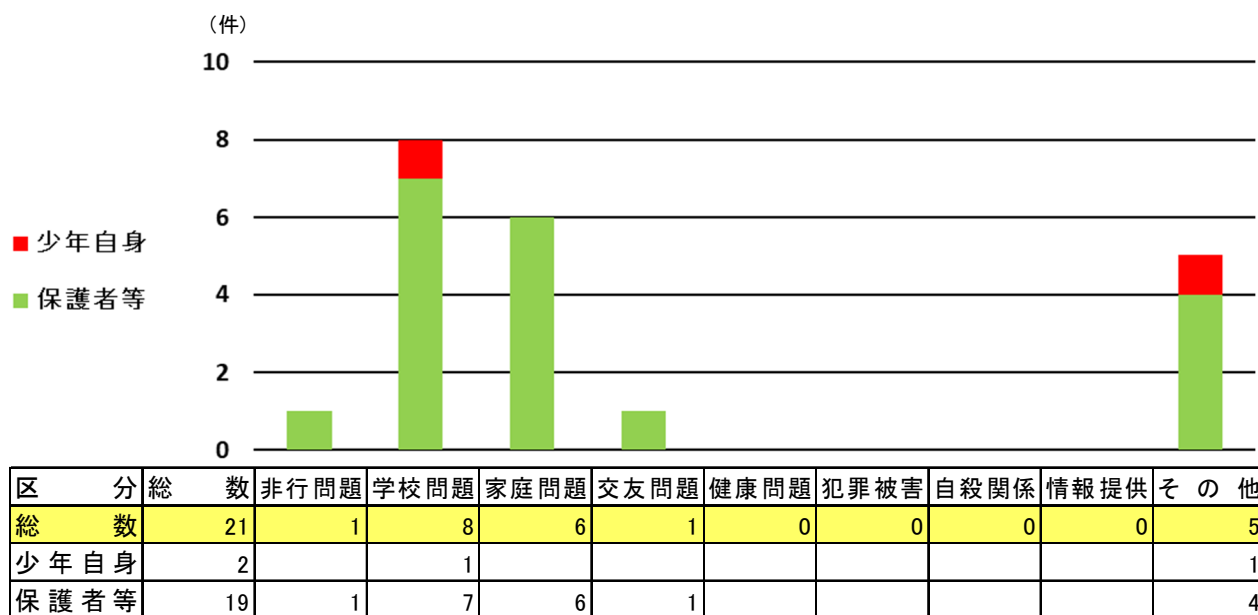
### (1) 年次別推移

少年相談専用電話による相談受理事件数は21件で、昨年に比べ1件減少しました。



### (2) 相談内容別状況

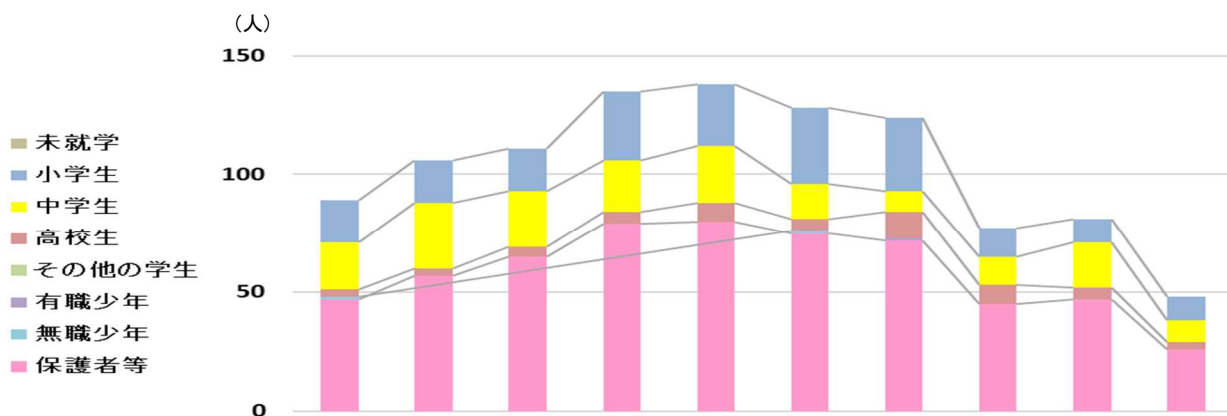
相談内容では、学校問題に関する相談が8件で最も多くなっています。



### 3 親子カウンセリング

#### (1) 受検者数年次別推移

受検者数は48人で、前年より33人(40.7%)減少しました。



学職別 \ 年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
総数	89	106	111	135	138	128	124	77	81	48
未就学										
小学生	18	18	18	29	26	32	31	12	10	10
中学生	20	28	24	22	24	15	9	12	19	9
高校生	3	3	4	5	8	5	11	8	5	3
その他の学生										
有職少年							1			
無職少年	1					1				
保護者等	47	57	65	79	80	75	72	45	47	26

#### (2) 受検者(対象少年)の問題行動別

受検者数は22人で、前年より14人(38.9%)減少しました。

問題行動別では、非行問題が14人で最も多く、全体の63.6%を占めています



	総数	非行問題	学校問題	家庭問題	交友問題	健康問題	その他
総数	22 (10)	14 (5)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (5)
未就学							
小学生	10 (3)	9 (3)					1
中学生	9 (4)	4 (1)		1	1		3 (3)
高校生	3 (3)	1 (1)					2 (2)
その他の学生							
有職少年							
無職少年							
前年との増減数	-14 (-1)	-9 0	-2 0	1 0	1 0	0 0	-5 (-1)

(注) 女子は内数として( )内に計上

## 第3章 少年非行防止対策等

### 第1 少年の健全育成、非行・犯罪被害防止活動

県警察では、少年警察補導員、中学生のマナーアップリーダーズ及び学校等と協働して、万引き防止キャンペーン等の少年非行防止・犯罪被害防止活動に積極的に取り組んでいます。



少年警察補導員等による防犯  
キャンペーン活動  
(高松東署)



少年警察補導員による自転車盗防止  
キャンペーン活動  
(高松北署)



少年警察補導員による非行防止  
キャンペーン活動  
(坂出署)



少年警察補導員等による非行防止  
キャンペーン活動  
(丸亀署)



少年警察補導員による自転車盗  
被害防止キャンペーン活動  
(琴平署)



マナーアップリーダーズ等による  
防犯キャンペーン活動  
(観音寺署)

## 第2 少年サポートセンターを中心とした活動

### 少年相談活動

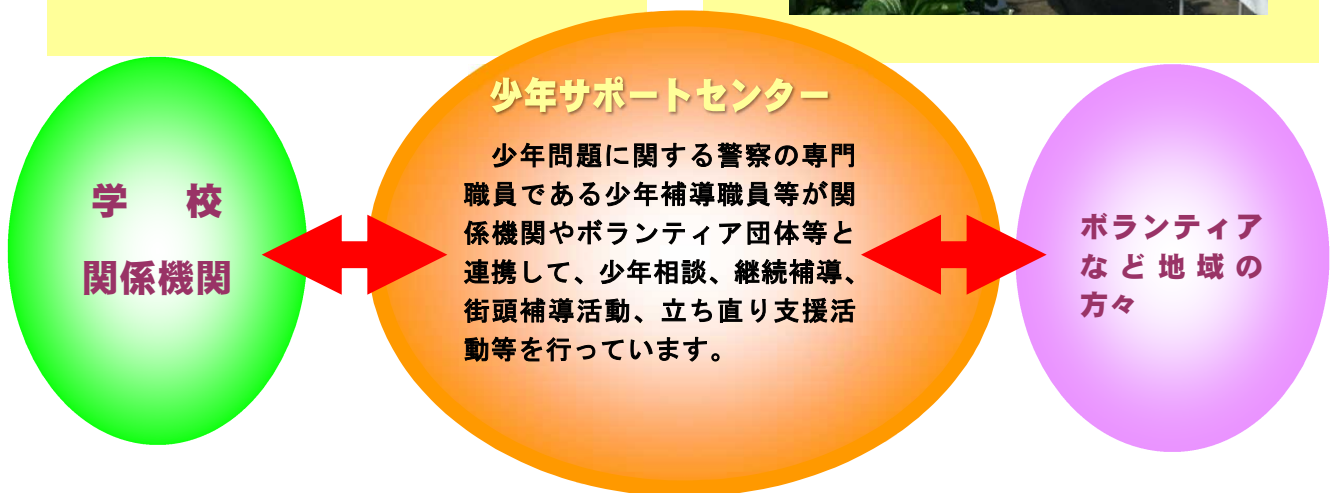
少年サポートセンターでは、専門的知識と経験を有する少年補導職員等による電話相談窓口を開設し、少年や保護者等から様々な相談を受けています。

#### 【親子カウンセリング制度】

心の専門家が、少年やその保護者に対して面接調査等を行い、その調査結果をもとに、少年補導職員等が個々のケースに応じた継続支援を行っています。

### 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動・継続補導被害少年への支援活動

継続的な面接や家庭訪問、農業などの体験活動等を通じて、問題行動を繰り返す子どもの立ち直り支援や犯罪被害を受けた子どもの心のケアを行っています。



### 街頭補導活動

繁華街等を巡回して、不良行為を見つけた場合には、子ども達を指導し、保護者の方へ連絡・助言をしています。

また、少年指導委員、少年警察補導員等のボランティアを委嘱し、警察職員と連携して、街頭補導活動、環境浄化活動、万引き防止啓発活動等、幅広い非行防止活動を行っています。

### 広報啓発活動

学校における非行防止教室等の開催や、少年非行防止・青少年健全育成を目的としたキャンペーン活動を行っています。

また、就学前の子どもを持つ保護者等を対象に、将来、子どもを非行に走らせないための家庭教育の重要性を訴える「**チャイルドケア教室**」も実施しています。



### 第3 スクールサポーター等による非行防止教室

#### 1 概要

県警察では、県教育委員会との行動連携の取組として、少年の非行・犯罪被害の防止や健全育成を目的に、スクールサポーター等を小中学校に派遣して非行防止教室を実施しています。

#### 2 効果とねらい

- 社会規範を遵守する重要性や自己責任について理解を深めます。
- 犯罪被害に遭わない心構えや対応の仕方を学ぶことができます。
- 早い段階で非行防止の意識付けが期待できます。

#### 3 活動方法

スクールサポーター等が外部講師として学校を訪問し、少年非行の事例や、犯罪被害の事例等を題材として直接児童に語りかけ、いかに対応すべきかを児童とともに考えます。

#### 4 活動内容

- 万引きの防止
  - いじめの防止
  - ネットの安全利用
- など少年の規範意識の向上に努めています。



非行防止教室の状況

### 第4 かがわマナーアップリーダーズの活動

#### 1 概要

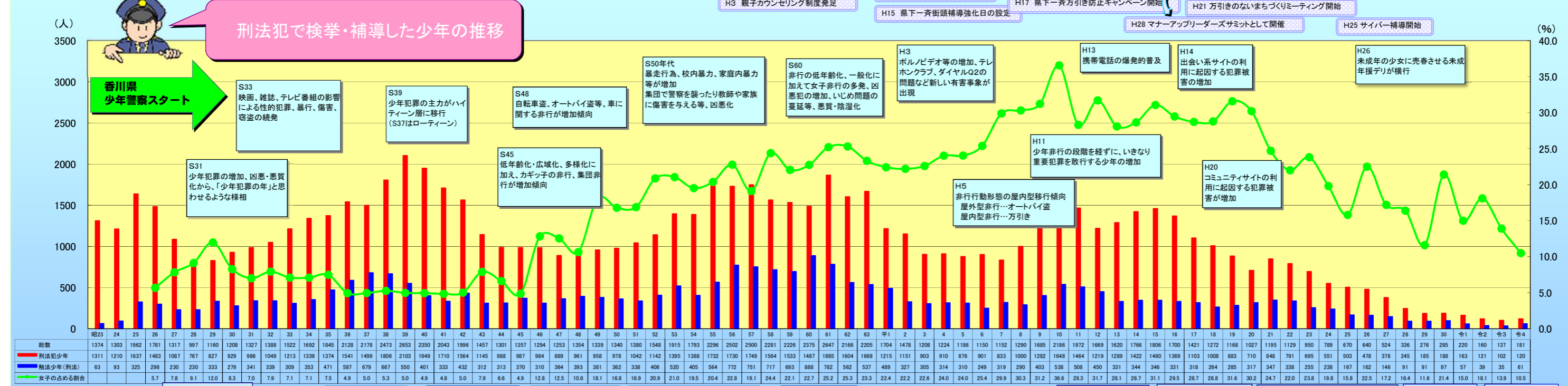
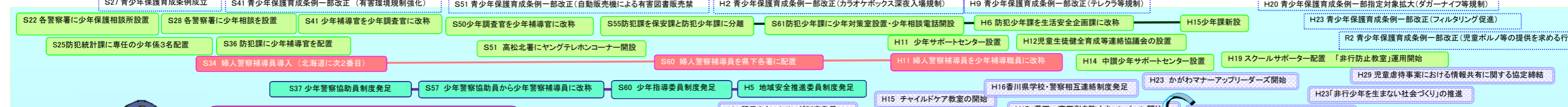
県警察や県教育委員会等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」は、平成 23 年度から、中学生の自主性や自発性を生かして、同じ世代の若者から非行防止のメッセージを発信する「かがわマナーアップリーダーズ活動」を積極的に支援しています。

令和 4 年度は、県下 66 校から 4,471 人の中学生がマナーアップリーダーズに登録し、防犯交通や非行防止キャンペーン活動等に取り組みました。

#### 2 今年の主な活動

- 防犯・非行防止等のキャンペーン活動
- 朝のあいさつ運動
- 校区内の環境美化活動 等

# 香川県の少年非行等の情勢



**事件トピックス**

- S26 四国少年院収容中の43名が集団脱走
- S38 小・中・高校生と幅広い年齢層で、草加次郎事件の影響による脅迫・恐喝が相次ぐ
- S40 高校生グループによる睡眠薬(ハイミナル)遊び流行 ※ 通称ハイジャン
- S46 成田闘争に触発され、中学生が手製拳銃を製造
- S54 暴走行為及び警察施設襲撃事件 動員警察官 延7,500人 検挙 298人 逮捕 19人
- S60.61 中学生が、いじめの仕返しに放火、いじめを苦にして自殺する事件が相次ぐ
- H7 中学生7人は、深夜ベトナムショップに侵入し、熱帯魚134匹や飼育用装置等15点(時価約16万円相当)を盗む
- H15 中学生4人が、校長宅に火炎瓶を投げつける
- H20 小学校6年生男子が、はさみで同級生の背中を刺される
- H26 援子事件検挙 当時14歳の女子中学生2人が男性客と引き合わされ、ホテルでみだらな行為をさせられる
- H29 男子高校生がSNSで知り合った男性に、陰部の画像を送信せられる
- R1 中学生11人が、同級生2人に対して殴る蹴るの暴行を加え、骨折等の傷害を負わせた

**第1の波 (S26を頂点)** → **第2の波 (S39を頂点)** → **第3の波 (S58を頂点)** → **第4の波 (H10を頂点)**

**<戦後の混乱期>**  
 ・社会全体が混乱  
 ・大人の犯罪も急増

**<戦後の社会復興>**  
 ・大都市への人口流入  
 ・拝金主義、享乐的風潮を背景とした非行の深刻化  
 ・非行の都市集中化傾向

**<高度成長期の終焉>**  
 ・スリルや好奇心からの非行が目立つ  
 ・暴走行為・校内暴力・家庭内暴力

**<地域コミュニティの変化>**  
 ・隣人との結びつきを必要としない生活様式  
 ・家庭の変化  
 ・子ども部屋でファミコンによる一人遊び  
 ・共働きの増加  
 ・非行を助長する大人社会  
 ・子どもの性を商品化

**少年非行の類型**

- 金目当て犯罪
- 遊び型非行 (~S56)
- 好奇心型非行
- 暴力型非行
- 遊ぶ金欲しさ型非行「親父狩り」「援助交際」等
- 模倣型非行
- 他律型非行
- いきなり型非行

**事件トピックス (続き)**

- S38 吉原ちゃん事件 草加次郎事件 脅迫状・電話による恐喝事件の増加
- S43 3億円強奪事件 S47 浅間山荘事件
- S39 杉並少年切り裂きジャック事件 (初犯時15歳) 幼児や小学生等十数人をナイフで切りつける
- S59 クロ森水事件 S63 女子高生ドラム缶詰殺人事件 H5 中学生マツ圧死事件 H7 地下鉄サリン事件 H7 阪神淡路大震災 H9 神戸連続児童殺傷事件 酒鬼薔薇聖斗(14歳)
- H12 西鉄バスジャック事件 H16 佐世保・同級生殺害事件 H20 秋葉原17人殺傷事件 有職男(25歳) 高校1年女子が同級生を自宅マンションで殺害
- H26 佐世保女子高生殺人事件 高校1年女子が同級生を自宅マンションで殺害
- H27 川崎殺人事件 定時高校生男子2人と有職少年の計3人が、遊び仲間の中1男子を多摩川河川敷で殺害
- H23 東日本大震災 出会い系サイトやコミュニティサイトに起因する事件 深刻化する児童虐待 インターネット利用 児童ポルノ事件 児童ポルノ事犯の「自撮り被害」の増加 アダルトビデオ出演強要・JKビジネス

**少年非行の現状**

※ 少年人口は、昭和50年までは国勢調査及び国勢調査からの推定、昭和51年以降は香川県移動人口調査を使用  
 ※ 人口比は、同年齢層(6~19歳)人口千人当たりの刑法犯少年の検挙人員  
 ※ 昭和40年までは犯罪少年の中に「業務上過失致死傷」を含んでいるが、41年以降は除く

**香川の少年非行 令和4年中**

令和5年4月作成

**編集 香川県警察本部人身安全・少年課**